
第1回 日吉津村議会定例会会議録（第3日）

令和7年3月10日（月曜日）

議事日程（第3号）

令和7年3月10日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第2 議案第3号 日吉津村副村長定数条例
- 日程第3 議案第4号 日吉津村副村長を置くことに伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第4 議案第5号 日吉津村職員等の旅費に関する条例
- 日程第5 議案第6号 日吉津村物価高騰対応重点支援利子補助基金条例
- 日程第6 議案第7号 日吉津村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例
- 日程第7 議案第8号 日吉津村空家等の適正管理に関する条例
- 日程第8 議案第9号 日吉津村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第10号 日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第11号 日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第12号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第13号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第14号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第15号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第16号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第17号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第18号 日吉津村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第19号 日吉津村高齢者筋力向上トレーニングルーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第20号 日吉津村農業者トレーニングセンター設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例

- 日程第 20 議案第 21 号 日吉津村立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例
- 日程第 21 議案第 22 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）
- 日程第 22 議案第 23 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）
- 日程第 23 議案第 24 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）
- 日程第 24 議案第 25 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算
- 日程第 25 議案第 26 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 26 議案第 27 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 27 議案第 28 号 令和 7 年度日吉津村下水道事業会計予算
- 日程第 28 議案第 29 号 財産の無償貸付について
- 日程第 29 議案第 30 号 日吉津温泉の利用許可申請について
- 日程第 30 同意第 1 号 日吉津村教育委員会委員の任命について
- 日程第 31 同意第 2 号 日吉津温泉審議会委員の委嘱について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 2 議案第 3 号 日吉津村副村長定数条例
- 日程第 3 議案第 4 号 日吉津村副村長を置くことに伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 4 議案第 5 号 日吉津村職員等の旅費に関する条例
- 日程第 5 議案第 6 号 日吉津村物価高騰対応重点支援利子補助基金条例
- 日程第 6 議案第 7 号 日吉津村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例
- 日程第 7 議案第 8 号 日吉津村空家等の適正管理に関する条例
- 日程第 8 議案第 9 号 日吉津村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 10 号 日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 11 号 日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 12 号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 12 議案第 13 号	日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 13 議案第 14 号	日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第 14 議案第 15 号	日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 15 議案第 16 号	日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 16 議案第 17 号	日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 17 議案第 18 号	日吉津村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 18 議案第 19 号	日吉津村高齢者筋力向上トレーニングルーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 19 議案第 20 号	日吉津村農業者トレーニングセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 20 議案第 21 号	日吉津村立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例
日程第 21 議案第 22 号	令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）
日程第 22 議案第 23 号	令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）
日程第 23 議案第 24 号	令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）
日程第 24 議案第 25 号	令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算
日程第 25 議案第 26 号	令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算
日程第 26 議案第 27 号	令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 27 議案第 28 号	令和 7 年度日吉津村下水道事業会計予算
日程第 28 議案第 29 号	財産の無償貸付について
日程第 29 議案第 30 号	日吉津温泉の利用許可申請について
日程第 30 同意第 1 号	日吉津村教育委員会委員の任命について
日程第 31 同意第 2 号	日吉津温泉審議会委員の委嘱について

出席議員（10名）

1 番 齊 田 光 門	2 番 加 藤 修
3 番 江 田 加 代	4 番 長谷川 康 弘
5 番 前 田 昇	6 番 石 原 浩 明
7 番 河 中 博 子	8 番 橋 井 満 義
9 番 松 田 悦 郎	10 番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 里 英 樹 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	総務課長	小 原 義 人
総合政策課長	大 武 浩	住民課長	矢 野 孝 志
福祉保健課長	橋 田 和 久	建設産業課長	福 井 真 一
教育長	井 田 博 之	教育次長	横 田 威 開
会計管理者	景 山 美 穂		

午前9時00分 開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、令和7年3月第1回定例会本会議3日目、議案質疑を開催します。

開会前に、議案質疑について2、3注意を申し上げます。議員各位もご存知のとおり、標準町村議会会議規則、また同委員会条例で定めるところとして、1点目として同一の議案について、一議員3回を超えることはできないとしています。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでないと定めております。2点目として、あくまでも上程議案についての疑問を正す場であり、よって個人の意見、要望を述べる場所ではないことも定めております。この場合の意見は、討論の

段階で述べる賛成、反対の意見となります、しかしながら、個人の意見を述べないと質疑の意味をなさないようなものまで禁止しているものではないと定めております。

以上が質疑をする場合、特に注意するところであります。決して、議員各位の質疑発言を制限するものではないこともご理解いただきたいと思います。なお、個人見解による質疑に入られた場合、その判断は議長が行います。また、質疑においては簡潔明瞭、分かりやすくお願いします。

それでは本日の会議に入ります。 ただいまの出席議員数は 10 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 2 号

○議長（山路 有君） 日程第 1、議案第 2 号刑法等の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。これから質疑をおこないます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

日程第 2 議案第 3 号

○議長（山路 有君） 日程第 2、議案第 3 号日吉津村副村長定数条例を議題とします。これから質疑をおこないます。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 5 番、前田です。今回、副村長の提案ということで、厳密にいうと次の議案にも関係するとは思いますが、施政方針で村長も機構改革の一環で、副村長を設置したいということを述べられておりますが、非常に重要なポストでありまして、平成 19 年から副村長制度ができ、さらにその以前にも助役時代にも一期ですね、石村長の当初から不在で置かずにきたということでありますので、20 年、22 年ぐらいの改革ということになります、そのまま言いますと改めてですね、村長がこの一期と 2 年されてきて、副村長をやはり置かなければならないという具体的な部分ですね、特徴的な部分を村民に説明する形で、まず一言答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。この副村長を置かせていただきたいということにつ

いては、施政方針の方でも申し上げさせていただいたところでもありますけれども、今新たな地方創生にも取り組んでいかなければならない、取り組んでいきたいということで、まずこれが一つ大きなことだというふうに考えています。これまでどおりの安定した行政運営をしっかりとやりながら、この地方創生、新たな2.0と言われますけれども、取り組んでいくこと、また新年度より海浜運動公園のリニューアルの工事等も予定をさせていただきたいということで、提案させていただいてるところであります。本当にさまざまな場面で、いろいろな関係者の方たちとやはり折衝だったり、協議をしたりという場面が非常に増えてくるというふうに想定をしているところでもあります。民間の事業者もそうですし、さまざまな関係者と意思疎通をしながら、この村政をさらに広げていくというようなことを、やっていきたいなというふうに思っているところでもあります。

また平行して、村民の皆様との対話というのも、非常に改めて大切にしたいなということで考えているところでありまして、村民の皆様との意見交換であったり、その対話というところを村長自らが、やはりしっかりと行なっていくということもやっていきたいというふうに思っています。そういった場面におきまして、場面、場面に応じて、副村長と村長とでしっかりと役割分担をしながら取り組んでいくことが、この安定した行政行いながら、新たなことにもチャレンジをしていくということには、やはり必要だという思いで今回提案させていただくに至ったものであります。以上でございます。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） もう一点、こういう言い方はどうか分かりませんが、中田村長として、2 期目に向かう時にですね、本来でいうと村民に対して一つの公約として、こういう村政を進めたいということを示されるべきで、時期としてなぜ今なのかというところというですね、率直に言って少し違和感があるというのが私自身であって、それから村民の方のご意見を伺う時間もなかったもんですから、そういった点で、2 期目の当初にそういった方針を示すっていう必要はなかったのかっていうことについて、お伺いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。2 期目の取り組みにあたりまして、どういった村政に取り組んでいこうかというところは、しっかりと考えてきたところでもあります。まあ、その中でまずは、これまでの体制でしっかりとやっていこうということではあったわけでもありますけれども、やはり繰り返すにはなりますけれども、さらにやっぱり新たな事に挑戦をしていきたい

という思いが、あのこの地方創生をもう一度やっていこうと、昨年総理もおっしゃったところがありますし、こうした取り組みをしっかりと深めていく、進めていくためには、やはり村長が掛かて行く時間も、やはり非常に増えてくるというふうに感じていますので、そういったところで副村長を置くことで、フォローをしあってやっていくということが必要だということで、今回提案に至ったものであります。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。はい、他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第3号の質疑を終わります。

日程第3 議案第4号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第4号日吉津村副村長を置くことに伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。これから質疑をおこないます。質疑はありますか。

前田議員。

○議員(5番 前田 昇君) すいません。関連する議案であったので、他の議員からも質問があるかと思っておりましたが、あのその前にも続く話ですが、今回、課の見直しがされておまして、それで言いたいのは役場の中が、総務課に総合政策課が課内課になるということで、率直に言いますと課長といいですかね、たとえば教育委員会や議会事務局は別の管理という考え方でいけばですね、あの庁舎の中が出納室入れて5課になるということなんですよ。そういった面でいうと、繰り返しになりますが、副村長置くというよりはむしろ私は課を新設して、体制を整えるという方が先なんではないかなと率直に思うんですけど、その辺の副村長は当然、庁内のリードということがあると思うんですが、その点について村長は全体的にどのように考えられているかご答弁いただけたらと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。ちょっとあの後ほどの課制設置条例の方に関連してくるかも分かりませんが、この度、総務課に総合政策課を統合して、課内室を置くというような提案をさせていただくところであります。これにつきましては、課をたくさんつくって課長をたくさん置くというよりも、この室長、課長補佐級ということになるかと思いますが、室長を置くことによって、より動きを良くしたいなという思いが一つと、あとは若い職員、その室長になっていく職員たちが、活躍をする場面をより作っていききたいということで、このような

提案になったところであります。その上で副村長を置くということになって、提案させていただいておりますので、副村長、また村長も含めてより機動的に動けるように、積極的に動けるようにというような体制を作っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） あの総論的には理解しますけども、もう一点ですね、あの改めて副村長にそこのあたりで、いわゆる職員との関係、それから村民の皆さんとの関係、その辺の副村長の役割というものを、村長の方から今回考えられた趣旨を答弁いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、やはりいろいろな事業を進めていくにあたって、村長が直接出かけていく場面というのも非常に増えてくるというふうに、最近増えてきている状況もありますし、増えていくことがまた想定をされるところであります。そういった中において、副村長しっかりこの組織を村長が不在の間も、まあ束ねてみてもらいたいというのが一つであります。そういうことでは村長も含めてですけども、職員との、それぞれとの、やはりコミュニケーションは図っていく必要があるというふうに思っていますし、村民の皆様との関係ということにおきまして、先ほど申しました、村長が自ら出かけて行ってお話をお聞きするという場面も非常に大切になろうかと思いますし、場面、場面、それぞれの場面によって、村長が出て行って直接お話をする場面もあろうかと思いますし、または副村長が出ていく方が、より効果が出るのではないかなという場面も想定されるわけありますので、その辺りは場面によって、より良い選択をしながら進めていきたいというふうに思っています。以上でございます。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） あの多少勝手な見方かも知れませんが、職員の方は地方創生、地方分権と言いながら、かなり国からどんどん仕事が降りてきて、そういったものをフォローするのは非常に大変だろうと思っております。そういった点で、副村長がそれをリードしたりという役割は、当然期待されるところでありますけども、率直にまだ若い中田村長が、やっぱり職員に対してもっと副村長を介するのではなくて、もっと村長自身が若い職員、あるいは各課との具体的な連携をやっていくということが、結局、今後の職員を育成することに大きく繋がるんじゃないかなというふうに思っております。それをおろそかにすることではないとは思いますが、副村長がいて副村長に任せることで、村長と職員の間がまだまだ直接つながらないというこ

とが万が一あつてはならないなと思うんで、その辺についての村長のあの職員と本当に直接その村政なり村づくりなり、あるいは職員のモチベーションを上げるための取り組みということで言えば、その辺についての考え方をもう一度答弁をいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 前田議員、簡潔にしてください。一番最後に1行ぐらいが多分議案質疑の部分だないかと思うんで、前段はまったく質疑と関係ないところだと思うんで、もう少し簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） あの村長でございます。議員ご指摘いただきましたように、あの副村長を置くからといって、村長と職員の距離が離れてしまったということには、あの決してならないようにしていかないといけないなというふうに思っているところであります。

むしろあの村長が、それぞれの各課の職員、担当職員とより連携を密にしてですね、コミュニケーションを密にして、それぞれの事業に対しても、村長自らコミットしていくというようなことも、ぜひ、考えていきたいなというふうに思っているところであります。

制度的なところでいいますと、これまで進めております人事評価でありますとか、課の目標設定等々を通じてですね、職員の面談等も通じて、このコミュニケーション、村長、副村長も含めてですね、職員とのコミュニケーションしっかりとはかっていきたいと考えています。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 8 番、橋井です。若干質問させていただきたいと思います。この議案第4号日吉津村副村長置くことに伴う関係条例の整理に関する条例ということで提案をされております。ちなみに先ほど、議案の第3号日吉津村副村長定数条例の提案もございましたが、この条例についてはあくまでも、副村長の定数を1名置くということの提案でありましたので、あえて質疑は控えさせていただきました。

そこで本題に入りますが、議案の第4号のこの先ほど前田議員の質疑に対する村長の答弁をお聞きしておりますと、やはりここで置くことに伴う関係条例の整理で、ここで答弁の趣旨といいたいまいしょうか、骨子については、地方創生であつたりさまざまな要因が多大な案件が重積しておる。よって、時間と出かけることも必要になるため、そのフォローを行っていただくために、やはり必要であるということが聞いてとれたというふうに私は伺っております。

それで過去の、副村長を置かないことの歴史をちょっと振り返ってみたいと思いますが、これ

をやはり通っておかないと、ここの話が本末転倒になる可能性があるので、申し上げておきたい
と思います。それは前任の石村長の時が 4 期ありました。四四十六年、それから現中田村政が 4
年、そしてプラス今半期ですから 6 年ということで今 22 年、この課制設置条例の確かそれが副村
長を置かないのが、そこからスタートしておるということでもあります。

それですね、この今この副村長置いて云々ということをしなくてはならないという本旨が、な
かなか見て取れないんですが、それがこの村制の今折り返し点までに来ておる所の途中において、
なぜこれを必要とされるのかということが、若干も私理解にちょっと苦しんでいるところであり
ますが、もう一度この辺を端的にわかるようにご説明をいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。あの先ほど前田議員への答弁と重なるところあるか
と思いますけども、この地方創生 2.0 のスタートというのが、一つ非常に大きなことだと思っ
ています。これに対してより積極的に取り組んでいくということで、この度の提案に至ったもので
す。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） ということで地方創生ということが、先ほど来から大きなテーマ
であるということをおっしゃられているということです。これ前任の約 20 年前には何が起こっ
てたかといったら、日吉津村を左右する合併であったり、単村で行くのかどうかという、とんで
もない事件といいましょうか、問題が発生しておったあの時代を経過してやってきております。
それでも置かずにここまで来たわけですから、その部分としては前任の村長に対する姿勢を買っ
て、当時はこの制度をなくしたというふうに私は考えておるところであります。しかしながら、
ここであんまりくどくど言ってもいけませんので、このですね、こういう重要な今までの 20 数
年来、こういうふうに滞ってたといいましょうか、なかったものを出されるという場合にですね、
やはり感情的なもの、その筋というものを大切にしていきたいなというふうに考える一人で
ありまして、できればこれをどうして選任をする、人選をもってですね、特に人選というのは大
変重要な問題でありますから、それをもって提案を同時進行させるということはどうしてされな
かったのか、後々多分、聞くところによりますと追加議案でその誰々の云々というのを出します
よということのようではありますが、なかなか私はそこに対する出し方というものに対する明瞭さ
がかけておるなというふうには私は思うもので、その点についていかが考えられてこのような提
案の出し方をされたのか、ちょっと伺いたいと思います。これ、重要なことです。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。今あの人についても、同時に提案すべきではないかというご意見かというふうに受け止めていたしました。この件につきましては、答弁繰り返になりますけれども、しっかりとこの地方創生等の取り組みを、行っていきたいということでありまして、このことについて、現在は副村長を置かないことの条例というのが設置をしてあって、定数条例もないということであります。

まずは、この副村長置くということに対して、皆様方から同意をいただいているということが、先決だろうというふうに判断をしているところであります。その後ですね、この人については最終日になりますけれども、提案をさせていただきたいということで考えているところであります。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） はい、これで最後になりますので要点まとめたいと思います。先ほど来、その出し方としては、そういうふうにしたということで伺ったわけでありますので、それでこうこうこうこうということを述べる云々ではないと思いますが、次にこれは議案の第 14 号で日吉津村長の給与及び旅費ということで、ここでは村長並びに副村長、そして教育長の報酬に対するここで提案が次なされる場面が出てきます。それでですね、まあそれはその議案第 14 号で問いと思いますが、この今の議案の第 4 号で、この第 3 号並びに第 4 号を本定例会で採決を行って、これの可否が明確になった段階で、次の人選の提案をされようと考えておられるのか、順序としてそこで 3 号、4 号が確定した段階において、それから次の人選を提案をされようと考えられておるんですか。なんか後出しジャンケンのように思えて、私ちょっと釈然いかないし、言葉はちょっと悪いんですけど、正月の福袋に似てるように思えていけないし、その点はどういうストーリーで考えられておられますか。そこだけ聞いて終わりたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。事務的な話に多少はなりますけれども、この副村長の人事につきましては、まず置くということが可決されないと、人事案件の提出ができないという議会のルールがありまして、それに基づいてこの順番になつてということ、可決されないのに人事案件同意事項を、同時に提出は、これはできないというふうに謳ってございますので、それに基づいてことのような順番にしております。以上です。

○議長（山路 有君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないので、以上で議案第4号の質疑を終わります。

日程第4 議案第5号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第5号日吉津村職員等の旅費に関する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

日程第5 議案第6号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第6号日吉津村物価高騰対応重点支援助利子補助基金条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

日程第6 議案第7号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第7号日吉津村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 9番、松田です。この件に関しましては、1月の24日の社協の方から説明があったし、2月の24日にもありました。この中身をずっと見ておりまして、非常に社協の大変さがよくわかりました。その上ですね、指定管理が決まるまでは、職員の待遇面は引き続き手厚く保障されるべきと思いますが、その点について伺います。

それからもう一つは、利用者の方が一番であるというのは当然であります、指定管理によってですね、あの社協の職員の対応が、待遇が非常に悪くなつては大変なんで、これは利用者にも及ぶことが大きいんで、指定管理について役場からの指導とか、助言を徹底して管理していただきたいと思うんですがこれについて2点伺います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 松田議員のご質問にお答えいたします。まず、社協の職員さんの処遇ということでのご質問だと、1 点目ですけれども、あの今までの社協からのあの説明の中でもございましたように、事業者、次のデイサービスの運営をする事業者が決まるまでは、継続して引き続き事業は行なっていただきますので、特にその処遇面でどうこう変わるということではなく、引き続き事業を継続して行なっていただきたいということで考えております。

それから 2 点目の指定管理については、当然、指定管理の事業選定あるいはその事業をどのように運営していくかということについては、村がきちんと責任を持って、確認していきたいと思えますし、あの事業がきちんと運営できるようにですね、まあ期間もこれから決めていくようにはなりますけども、切った中できちんと運営状況を確認しながら、デイサービスの事業が、適切に運営できるように取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8 番 松田 悦郎君） この最初の質問はですね、この 2 月の 27 日に、課長の方から社協について話しがあったんですが、現在の社協で継続的に行っていくというふうには説明があったんですけど、これはこれでいいですが、継続的に行うというのと、待遇面での、それを含めてですね、私は考えていただきたいなと思うんですよ。

たとえば、経営が悪いからどおんと賃金を落とすだとか、人を減らすだとか、そういうようなことは無しにですね、やっぱり利用者の方を考えながら、そして職員の待遇も考えながら引き続き面倒を見ていただきたいなと思います。

それからこれ社協の法としては、当然、今会長がいろいろと社協の皆さん方にアンケートをとっておられてですね、非常に動揺されてる状況でありまして、まあその辺も含めて、本当に動揺されて、なんか事故があっちゃ困るなという思いでありますので、福祉保健課として十分に、社協の方に目を配っていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。以上です。

○議長（山路 有君） 答弁いりません。[「あつたら」と呼ぶ者あり]

橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 松田議員のご質問にお答えいたします。議員もおっしゃいますように、利用者の方にご迷惑やご不便等かからないように、そこが非常に大事な部分だと考えておりますので、社協と連携を取りながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

長谷川議員。

○議員（4 番 長谷川 康弘君） 4 番、長谷川です。指定管理者に移行のための条例なんですけども、2 点ちょっとお伺いします。この 6 条の 2 項に書いてあるように、10 条の利用の許可と 11 条の利用の制限に関しては、ここに村長とありますけどもこれは指定管理者と読み替えてということが書いてありますが、その他については村長は村長という理解でよろしいのでしょうか。

それともう一つは 8 条の休館日なんですけど、日曜日及び土曜日と国民の祝日という具合になってますけど、今現状は祝日も土曜日もやってもらってるんですが、これは指定管理者が決まったらこういうことになるのか。まあ、村長が必要であると認める時はこれを開館して書いてありますんで、そうなるものなのかちょっとその 2 点をお願いします。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。まず一点、利用の許可等についてですけども、先ほどのご指摘のとおり、10 条、11 条の部分につきましては、利用者の判断で契約であり、契約の解除等できるということでの条項となっております。それ以外の部分については、基本的には村長が許可をしたり、指定したりという形になっております。

つづいて、2 点目の休館日のこの規定ですけども、現在は条例ではなく規則の方に定めてございまして、現在の規則では日曜日とあと国民の祝日に関する法律に規定する休日というような規定となっております、これは先ほどご指摘のとおり、実はあの規則には規定してありますが、認める場合ということで、祝日も現在デイサービスの方は開館しているという状況がございます。この度、条例で定めさせていただきましたが、これは役場と官公庁の休日の形に合わせさせていただいたところでありまして、事業者と調整しながら祝日でありますとか、土曜日の営業については調整をはかってまいりたいと考えております、またあのその場合、村長が必要と認めて休日をやるという場合もありますし、また指定管理者の方から土曜日はやりたいとか、年末年始の開館をやりたいというようなことがありましたら、村長の方が承認するというような形で開館は対応していくということの考えでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 他にございませんか。

前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 5 番、前田です。デイサービスの施設は村の施設ということで、これまでは社協に業務委託だと思います。それを今回は、指定管理を導入することなんですけど、本村において指定管理が導入っていうのは、村が導入したものではなくてうなばら荘がまあ

指定管理の中で、村の外郭団体の事業団が受けてたということですね。何が言いたいかといいますと、指定管理者制度ってのは、私が思うのにそんなに難しい課題が、クリアに課題解決できる制度ではまったくなくてですね、まあ民間の事業者が収益性があればやるけども、収益性がなければ撤退する。あるいは、最初は競争によってなっても、3年とか5年が経って2期目の募集になると、現状の業者さんだけが応募されて、競争の原理もなるってのが、この間、全国的な指定管理制度の非常に問題点だっているふうに思ってます。そういった中で、デイサービスセンター村民の福祉の一環であるデイサービスセンターを、ここで安易に指定管理にする意味があるのか、あの従来の業務委託と今回の指定管理者によって、どういう村にとってのメリットがあるのかということをもっとお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。従来デイサービスの運営の方は社協の方にですね、あの管理委託をお願いしてまいったところでございますが、この1月、2月とですね、社協さんの方から説明もいただきましたけども、なかなかその利用者が増えてこない、あるいは今後もやはり施設入所への流れというところが、社会の大きな流れとなっておりますので、大きな利用者の増加も見込めない状況の中で、なかなか今の状況で引き続き運営していく部分では、難しさを現場の方でも感じておられるというところがございます。その中で近隣を見ますと、大きな病院さんを中心としたような事業を展開されてるようなところもございますし、実際そのどれだけの応募が来るかというところは、不透明な部分がございますけども、民間の活力を生かしたですね、何かこの状況を打開できる方策はないかというところで、一つの方方向性として、指定管理の方に組み込んでいくということを考えたところでございます。

民間活力を生かす形として、今回は指定管理という方向性を、提案させていただいたということとでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） なんで指定管理かという方法について、あんまり明確な答弁になってないと思います。社協さんが業務をやりながら、いろんな諸事情で大変だったのは説明を受けましたんで、それは理解しておりますが、そのことがですね、デイサービスはそもそもマンパワーが必要な事業だと思うので、そういった点で言えば誰がやるにしても、それをどう円滑に利用者の方のサービスをするかということで、そういった点でいうと、社協から民間の事業者に代わって特段にかわるってことはない。むしろ、顔見知りの関係が新たになったり、利用者からいえ

ば民間の事業者さんで、場合によってはあのスタッフが適宜変わるというふうな面の、不安感の方が大きいのではないかと私は思うんですけども、従来社協の委託についてこの現場厳しくなった時に、村としてそのためのまあいわば財政的な面、あるいはスタッフの面での支援というのは考えられなかったんでしょうかね。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） はい、前田議員のご質問にお答えいたします。デイサービスの運営の状況はですね、あの特にコロナ禍以降、急激にその利用者が減ってきたという状況はございますが、ただ慢性的に居宅介護支援事業所のケアマネ部分等は、ずっと赤字の状態が続いてきた経過がございます。これはもう長い期間 10 年とかのスパンだと思いますが、そういう状況もある中で、改善の方向とかですね、村も補助金部分等検討させていただいて、何とか運営ができる状態を模索してきたという状況はございましたけども、ただここに来てですね、急激にその利用者の減少ということがございまして、なんとかこの状況を打開するという方法の中で、検討してきた中で方法が今の形ということでございます。なかなかその定数を減らすということも、今後向かっていくところではございますけども、それだけでなかなか改善できないというところもございますし、さまざまな加算も取りつつ、少しでも運営を健全化できるような形に持っていきたいというこの考えの中で、まったく今まで何もしてきてなかったということじゃなくて、いろいろ協議をしてきましたけども、なかなか今の現状が先見込めないところもございますので、新たな方向性というところで、民間の活力というところを活かしたいという方向性になったところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 2 点です、最後ですから、一点は、あの先日全協で説明を受けた時に、周辺の市町村の、米子市はデイサービスが撤退したってのは聞いております。他の周辺の町村が、社協とともにデイサービスを維持してるところは、どういう状況ですかということをお聞きしますので、本当はそれを資料提供いただきたいってこと言ったつもりなんですが、出ておりませんので、要するにそういったものを元に、我々も村の責任であるデイサービスセンターの維持をどうするかということ、もう少しあの考えるべきではないかなという思うので、その点を今一点指摘しておきたいと思います。その上で指定管理を出した場合に、民間事業者指定管理料は出すんでしょうか。

あるいはそういう財政的なあの部分を、社協さんで運営ができなかった部分を、民間の事業者

が入った場合に、何か村は支援策っていうのが必要になってくるんじゃないかと思うんですけど、あるのでしょうか。その点質問させていただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。まず社協の周辺の状況ということでは、南部町さんもデイサービスの方はしておられませんし、日野郡の社協の方でもされていないという状況がございます。

資料要求というところ、ちょっとこちらでも認識しておりませんで、提出していなかったということで申し訳ございませんでした。

それと今後の指定管理の条件等については、これからどのような条件で募集をかけていくのかというところは、整理させていただきたいというふうに考えておりますので、今は具体的な条件等については、ちょっとコメントといいますか、回答は控えさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員この周りの状況、指定管理の、デイサービスの、議長の方には資料要求っていうのは出てませんので、今出したんだけどっていうことがあったんで、他の議員さんで出されたものはありますけども、直接は出てませんのでその辺はちょっと申し述べておきます。

他にございませんか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） 3 番、江田です。今あの同僚議員からもありましたけれども、あの本当にね、今働いておられる職員さんは動揺しておられます。そして、その動揺が伝わってきますし、私達は頑張ろうと思っていたのになんていうような、そういった意味合いの話も聞きます。そこで私は、こんなに拙速に物事を進めて行かんといけんのかなっていう疑問が一つあります。言いますのが、今ほど前田議員もおっしゃいましたけれども、この指定管理者制度がスタートしてもう 20 年以上過ぎてますけど、総務省が 3 年ごとに指定管理者制度の導入状況などを調査しているそうです。

その最新のものが 2015 年だそうですから、12 年を経過したときのあの資料なんですけれども、その中で全国的な状況ですけど、指定管理者制度の取り消し、取り止めの状況っていうことで、指定管理制度の見直しの動きがあって、取り消して一旦直営に戻したりとかいうのがあるんだそうです。私も近隣の状況が知りたいなと思っていたんですけども、まあ担当課長さんにしても村

長さんにしても、そういった近隣の方とお付き合いがいろいろある中で、そういったあの話があったのかってようなことが聞きたいのが一点と、指定管理制度の導入が、可能になるように条例を改正したいというような説明だったと思うんですけども、私社協の評議員さんに聞いても、理事さんに聞いても、そんな話聞いてないとおっしゃったんですね。これはよくないと思います。

こうしていろいろもっとあの調査をしたりとか、それとかその現場で働いておられる方とか、利用者さん、利用者さんの家族さんとの話し合い、それもアンケートとるだけじゃなくって、面と向かって感情が伝わるところで、利用者がどんどん減って困っておられるわけですから、今20名もいないと言っておられましからね。35人の定員を、20人に落とすっていうことも最近聞きました。

そうするとこの決まりに従うと、4人は職員を減らさんといけんけれども、というような話も聞いたんですけど、そこまで現場に近い方は、不安を持ちながら真剣に考えておられますけども、なぜ、あのなんて言いますかね、理事さんといっしょにもっと話し合いがされなかったのか、評議員会にかけられなかったのかという辺をまず教えてください。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員のご質問にお答えいたします。先ほど理事会や評議員会に説明がしていないかということでございますけれども、状況としましては、先月の2月の理事会では、理事会評議員会では、その出捐金の取り崩しというところが大きなテーマで、今のデイサービスの運営状況等の説明を聞いたところであります。また、先週ですけれども理事会の方で、今の介護保険事業の縮小、あるいは休止というところを話がされまして、来週になると思いますが、評議員会でその話がされるということでの日程を伺っております。

理事会の中の様子を少しだけお伝えいたしますと、やはり今のこの状況の中で事業の継続、なかなか厳しいものがあるというところで、方向性としてはいたしかたないのではないかとこのところ、定員の縮小やあるいは居宅の休止というところ、やむないというところの皆さんの認識でございました。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） あの今の件についてですけども、あの理事会といえはあの経営者だと思っんですね、理事さんは。評議委員会といったら、議会の役割を果たしておられるところだと思います。それで、あの両方の方が、今社協が非常に資金繰りに困っておって、基金を少し

取崩させていただいて、それで返済をしながら、頑張れるところまで頑張りたいというような意味合いの話は聞きましたけれども、指定管理というようなことは、聞いておりませんっていうことだったんですね。それで私もこの条例を見るにあたって、そもそも指定管理とはなんぞやというところまで、さかのぼって勉強せんといけんあいう案件だっていうことに気づいたんですけども、これ指定管理者を社協っていうふうな選択肢を持っていらっしゃるんですか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員のご質問にお答えいたします。それはあの事業者の募集を開始した時にですね、社協さんがそこを受けるということで手を上げれば、そういう可能性はあると思います。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） そうしますと、仮に指定管理者になりたいという、手を挙げる人がいなかった場合ですけれども、そういった場合は事業をやめるのか、社協に仮に委託をするのかと、いろんな選択肢がいくつかあるかと思えますけれども、そこに働いておられる職員さんの処遇っていうのは、どういうことになるのかなというふうに、これはあのもうすでに職安に足を運んでおられる方もおられるやに聞いてますけれども、そこが一番大事なところじゃないかなと思うので、なぜ課長にしてみれば理事さんですよ。同僚議員もおっしゃいました、なぜここになるまで皆さんに、何ていますかね、皆さんと真剣に議論して、何よりも利用者さん、その家族さん、そして職員さんです。職員さんに情報を共有して、そこを乗り越えていこうという立場で、頑張っただけなかったのかなって思いますが、いかがですか。今後、今後、どうされるかそれもお答えをお願いします。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員のご質問にお答えいたします。重ねて申し上げますけれども、基本的に利用者さんに、ご迷惑がかかるような形にはなってはならないということが、まずありますので、基本的に次の事業所が決まる。次の指定管理者が決まるまでは、引き続き、運営はしていただくということが最低条件ということで考えております。

ただそうは言ってもですね、かなり社協の方が今運営していくのが、厳しい状況であるということもありますので、こちらについてはできるだけ条件整備をしていきながら、利用者に迷惑からない形で事業承継が可能な形に持っていきたいというところがございます。以上です。

○議長（山路 有君） 他に質疑はございませんか。

はい、石原議員。

○議員（6 番 石原 浩明君） 6 番、石原です。ただし条例の 12 条と 13 条のところで、利用料ですけど、4 条第 1 項ですから、これで見ると、入浴は基準の例で 2 項食事は村長が別に定めてなってるんですけど、それでいいのでしょうか。あるいは指定管理の方が都合がいいとか、向こうが決めるのがいいのかなと思ったりはするんですけども、13 条のもう一つは、13 条で、利用料の額は村長の承認を受けて定めてもらうというのはいいなと思いましたけど、そういう読み方でいいのでしょうかというところをお願いします。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 石原議員のご質問にお答えいたします。先程、ご指摘いただきました第 12 条の 1 号のところですよ。第 4 条の第 1 項に該当するというのは、センターの事業の 4 条の第 1 項に関わるものですので、入浴から生活等に関する相談及び援助までということで、こちらは基準の例によって算定したもので、2 項につきましては村長が必要と認める事業となっておりますので、村長が別に定めるという規定にしております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 石原議員、よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 7 号の質疑を終わります。

日程第 7 議案第 8 号

○議長（山路 有君） 日程第 7、議案第 8 号日吉津村空き家等の適正管理に関する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 5 番、前田です。この空き家に対する対応ということで、条例が提案されております。趣旨については了解をするものですが、果たしてこの条文を今うちの村の体制の中で適切に対応できるかっていうことを、老婆心ながらお聞きしたいんですけども、たとえば第 4 条の村民の責務とありますよね、まあ責務といいながら努めるものとするですから、努力義務ですから、村民に義務を課すものではないわけですけども、あの我々も個人的にはですね、家が空き家になっていて周辺は大変困ってるよって、何年来ずっと伺ったりしております。そういった中で、この村民の方がこうゆう責務を求めるっていうことは、非常にある面ではこれ

があったから村は早く対応してくださいっていうことが、村民はいいやすいかも知れませんが、村として本当にこういった、言わば苦情に適当に対応できるあのものってのがこれから考えられると思うんですけど、その辺のついでの見通しはどうか。

それからもう一点ですね、続いて調査っていうありますが、例えば、空家がこれを特定空家と認定するっていう際に、村の職員で対応できるのか。ある意味専門性ですよ。建築士もいないわけですから、あるいはそういった専門性のある方に、あの空家の対策の委員会がなんかに、委嘱をして、その方に対応いただくのか。そういう条文はいいんですけども、本当にそれをきちんと執行、あるいは公平性をもって執行するためには、相当のあの対応を考えておく必要があるんじゃないかと思うんですけど、その2点、特にその2点あたりについて、答弁をいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 前田議員の質問にお答えいたします。まず1点目、第4条に定める村民の責務でございます。これはあの本法特別措置法においては、所有者の責務とはあるんですけども、村民の責務、住民の情報提供というものは定められておりません。あえてここで条例で制定しましたのは、やはりあの道路に窓ガラスが落ちそうとか、そういった危険性の家屋、そういったものについてですね、細かくこちらとしても把握するのに限界がございますので、できれば緊急性の高い案件については、優先度を最優先にして、あの対応していきたいという気持ちであります。

もう1点、体制についてですけども、この情報提供を受けてから調査、立ち入り等もするわけなんですけど、さすがに村だけでできる場合もあるでしょう。ただ、できない場合につきましては、先ほど専門家という話もありましたが、まずは県の方に確認したりとか、周辺自治体等にも相談しながら、日吉津村として処理をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） まあ、あの今の課長の答弁だと、とにかく村で頑張るというふうな話になるのかなと思いますけど、余談かも知れませんが議会と語る会で、以前に空家の話が出た時に、村民の方からはあの村の職員は本当に村内を歩いてるのかと、村内の状況が把握してるかっていう、結構厳しいご意見をいただいております。

個人的に言えばですね、私自身もそうそんなに職員が村内を巡回するという、ある意味でなかなかそういう対応がしにくい現状にあるのかなと、本当はそう思ってますけども、でも村民の方

はあの期待があるがゆえにですね、あのもっと早く対応してほしいという思いはすごくもつとられるので、ここはあのしっかり対応策を考えておかないと、かえって期待外れになるんじゃないかというように思いますので、まあその辺について改めてもう一度答弁をいただいたらと思います。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 前田議員の質問にお答えします。まずは村民の皆様や、われわれ職員も調査といいますか、そういった空家に気づいて、それを端緒にしましてまずは所有者の方に指導なり、ご助言等をして、いっしょに空家対策を考えていきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） 9 番、松田です。この空家の関係につきましては、今まで再三、一般質問でやったんで、少し前進したのかなと思って見ております。そこで最近今、同僚議員も言われました村民の責務なんですけど、まず最初の1点目、これは軒数はたしか村内で今まで質問しておって、30 何軒だなかったかなと思うんですけども、村民の責務としての条文はそのままのこしてても、やっぱり行政が見て、回って、確認することが一番だと思うんで、その辺はもう一辺、確認をしておきたいと思いますんでよろしく願いします。

それからこの中で村空家等対策委員会が設置されるということになっておりますが、この定数というのは、どれくらいの定数を考えておられるのかなと思っております。というのが、この中で9条、10条、11条、16条に除権、指導、勧告、命令、公表、代執行とはあるんですが、この辺も含めてこの対策委員会の中で、判断をされるんでしょうかどうなのか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 松田議員のご質問にお答えいたします。まず、定数につきましては別途規則ですね、定めて作っていきたいと考えておりますが、たとえば4人とか5人とかそういった規模の人数であります。

もう一点、今のまずは指導、勧告、命令等についての委員の関わり方なんですけども、基本的には指導監督というのは、まあ行政が主体でやっていくものでありまして、ただ命令以上になりますとかなり公権力が強いものでありますので、こういったところについては委員の皆様のご意見もお聞きしながらですね、進めるケースも出てくるかと思います。いずれにしても、ケース

バイクケースで先般大山町なんかにも視察に行きましたけども、大山町では3の倍数の月に、委員会を開催されているという手厚いものでございました。そういったところも含めて、特定空き家等の管理、幸い日吉津村にはまだないんですけども、そういったところも含めまして、今後実施していきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） あの今忘れんうちに言いますが、特定空き家等のどうのこうのと言われましたけれども、これは本当にどこまでがそうなのか、対象なのかというのが、われわれ住民からすると本当にあいまいだと思うので、その辺を明確に考えていただきたいなと思います。それを確認しときます。

それから今の対策委員については、私が思うに各自治会には、必ず1軒か2軒あるのかなと思っていますので、ぜひとも全自治会から選出いただいてですね、状況を本当に最後まで渡って確認をしていただきたいなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 松田議員の質問にお答えします。特定空き家等の定義につきましては、まさに村民の皆様分かりにくいと思いますので、また広報等を通じてご説明をしたいと思っています。

もう一点目の委員の構成メンバーにつきまして、各自治会から1名以上ということでありますが、これについてはまた今後検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 他にございませんか。

橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 8番、橋井です。1点、2点ほどお伺いをしたいなと思っております。先般、総務経済常任委員会で閉会中の調査の報告をさせていただきました。その折には大山町に調査に参りました時には、それこそ先ほどご答弁をいただいております大武課長、そして福井課長、そして松田係長も同席をして本当にありがとうございました。改めてお礼を申し上げるところです。[「橋井議員、簡潔明瞭に」と呼ぶ者あり]簡潔明瞭に述べておるつもりでおります。それですね、ここの12条の2項ですね、ここではこの物件に対して公表というところの、この2項の部分については、これらをあなたの例えば、橋井の家がちょっとこれに該当するので、こうこうだよということを知照をして、それでこの2項の部分については、要するに反問権に該当するなというふうに思っております。そういうのを出示してもらって、公示してもらうのは大変

ちょっと困るよということで、こういうふう to 広告に対する、反問の機会を設けなければならないということで、反問権設定をされてると、これに至った経緯というのはいかが、当然のことかと思いますが、その点についてはいかがなものでしょうか。これをちょっとお伺いしときます。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。まずあのこの公表する場合ですね、当然、所有者の方には不利益となる情報だと思いますので、そういった不利益情報を公表する前の、一般的にはこういう弁明の機会と言いますか、意見を述べる機会が必要ということで規定をさせていただきました。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） わかりました。当然のことながら、これらの公表をする場合の当事者に対する、保護政策かなというふう to 理解してしておきたいと思います。それでこの 1 項については、規則で定めるところということでありますで、掲示場所なり、期間等はここで定めておるということで、理解をしたいと思います。

それで、もうこれで終わりたいと思います。大山町に参りましても、やはり課題がもうここから先になかなか進まないなと思いましたが、ここでもそうだったんですが、周防大島町ですね瀬戸内海の、あそこに参りました時でも同一案件で、そっから先は全く進めないということがもう一つ最大のハードルが、要するに建築基準法 42 条の 2 項道路の設定をしてある場合については、もう全くここから進展ができないということが大前提がひとつあります。

それで私はなぜこのここを一つクリアをするための問題としては、建物の部分については、私は相当これはハードルが大元の法改正にならない限り、簡単にはいかないと思っております。

それよりも日吉津村が、独自に補助制度を設けておるのは、壁とか塀とかを地震で倒壊した場合には危ないから、その部分については補助金を出して、塀とかブロック塀とか危ない部分は、直しなった時にはそこ補助制度を設けておりますよということが設定しております。ところが現状はどういうことになっとなるかという to、その補助制度を利用しようと思っても、この 2 等道路に該当するところの、塀はとったら要するにその接道義務のある道路中心から 2 メートルまでを現状のままを直そうと思ってもそれはダメなんですよね。だからもうそのまま、古いぼろと言ってわしらが、危ないものでもそこを補強して、塗り直して、直しておられるというのが実態であります。それらについて本当はこれをもうちょっと、村長にお願いをする部分かなと思います

けれども、やはりその部分は一步進んだ考え方を私は取り組まないと、同じようなことでまったく、進展が見えないような気がしておるんで、その辺についてお伺いをして終わりたいと思います。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。建築基準法に定める接道基準ですね、2メートルというものがあると思うんですが、こういったところは今後課題として、どのようにこういう措置ができるのかいろいろ調査研究してまいりたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので以上で議案第8号の質疑を終わります。

日程第8 議案第9号

○議長（山路 有君） 日程第8、議案第9号日吉津村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

日程第9 議案第10号

○議長（山路 有君） 日程第9、議案第10号日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 5番、前田です。課の設置状況っていうことで、地域総合政策課の業務が、総務課に移るとというのが基本的な内容だと思いますが、新しい職務分担表の別表を見ますと、いくつか結構変わってるところがあります。その辺について簡単にご説明をいただきたいと思います。

まず、総務課の中に国際交流という事業は、あるいは取り組みはなくなったのか、それから NPO ボランティア育成というふうな、ある意味とても大事なものだと思いますが、これもなくなっているということが気になります。それから広報に関することについて、広聴というものはなくな

っております。そういった点、それから商工業振興と観光振興を及びでつないであるということが、従来の考え方からいうとちょっと違和感がありますけどどうなのか。

それからこの間住民課が担当でありました男女共同参画を、進められたいということで設けて述べてきましたけども、人権政策は住民課に残っておりますが、男女共同参画は総務課に移っております。ちょっとそういった点、どのようなあの考え方であのこういうふうに変ったのかご答弁いただけたらと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。今回、課制設置条例を改正するにあたりまして、こちらの事務の内容ですね、ちょっと文言の整理をさせていただきました。その整理をする上で考えたのが、ちょっと今までの日吉津村のこの表現が非常に細かく協議してあったものですから、他地方公共団体の見させていただきますと、もうちょっと大雑把な、大枠での表現でさせていただいて、それで規則の方で細かく出てるという形でしたので、うちの方も、それを習って、変えたというところが根本にございます。

それで、先ほどおっしゃいましたとおりでございます、総務課と総合政策課の分掌を合体したというのは一番大きなところであります。その中で何点かお尋ねがありました。国際交流ボランティアがないじゃないかというところで、こちらの意図としましては、地域の振興及び住民活動の支援に関することというところで、そのあたりを含ませていただいているというつもりでございます。

それから商工業振興及び観光振興ということで、ここは横並びにさせていただいたというところなんですけれども、その中に企業誘致ですとか、ひえづ物産ですとか、そういったものを含ませていただいているということです。

それから男女共同参画に関しましては、一応計画とかもありますので、各種計画を扱っております総合政策課の方に今いっしょにするというような形で、そこでどちらかというとやっていたきたいということから、住民課の方からこちらの方に持ってきているということでございます。人権は人権施策ということで、いろいろ法務局等の関係もありますので、そのまま住民課の方に残させていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） まあ、いわば村長の施政の中で考えられることではありますけども、今の話で2点、これからの職務分担が細かったっていうことで、そのことによる支障あった

のか、むしろ私の勝手な経験でいうと、大まかな表現にしてると何か問題があった時に、これは総務課じゃないか、いやこれは住民課じゃないかとか、その大まかであれば大まかなほど、どっちに入るんだっていうふうなことが、起こりうるのではないかなというふうに、ちょっと経験上思っておりまして、むしろ細かく書いてあった方が明確に、縦割りがいいっていう意味じゃないんですけども、連携は必要なんですけども、そういった支障はあるのではないかっていうように逆に思ったりします。

それからもう一点です。いくつかの質問にお答えいただいたんですけど、ちょっと聞き漏らしたんで、広聴についてはどうなったかなっていうのがもう一点と、それから国際交流が地域の振興、住民活動というのは、この間ですね、日吉津村は国際交流をにぎにぎしくやった後に、国際交流協会に、基本的には何か丸投げしてるような感じが印象を受けておりまして、国際交流そのものは、優れて行政的な課題だと思うんで、それを住民の活動っていうふうなことでしてしまうのは、あまりに姿勢が問われるんじゃないかと思います。ですからさっきの広聴の問題と、国際交流についてはちょっと理解に苦しむなっていうところを、その点についてのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。まず前段のありました大まかになってると業務の方に支障があるんじゃないかということでございます。確かにあの条例上はあの細く、ちょっと大枠で表現をさせていただくようにするんですけれども、規則の方でしっかり細かい事務分掌としてあげさせていただいております。各課で事務分掌を、担当を振り分けるその基準となりますが、この規則に従って規則の項目に担当者は出たり、主査、副査を充てたりというような作業しておりますので、そこがしっかり決まれば、そういった各課での支障というのは、ないかなというふうには感じております。

それから広聴の方でした。最初ちょっとお答えをしていなかったと思うんですけれども、これは一応広報の中に、含ませていただいているつもりです。

それから国際交流ですけれども、確かにこの表現からいきますと、該当するかなというところがありますけれども、意図としてはここにあの含めているというつもりで作っております。決して、国際交流協会だけに丸投げということではありませんで、やはり村の大事な政策の一つですので、総務課、総合政策合わせた中で、しっかりここは取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） あの規則が村長が定めるものですが、今の答弁で言えばやはり規則も、ある程度情報提供いただかないと我々には見えないっていうことは言っときたいと思います。それと国際交流については、今の答弁ありましたけども、ちょっとそれにしても不十分なんではないかっていうふうには印象がありますけど、その辺について、村長の方から国際交流について、村としてもきちんと進めるというスタンスの辺を、答弁いただいたらと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。この国際交流ということですが、これ村として引き続き、進めていく、しっかり進めていくということで考えております。その上で、この地域の振興というところにも含むということで説明させていただいていますが、やはりこの何のためにするのかということを考えると、やはりこの国際的な感覚を交換し合うことで、この地域の振興を図っていくということに繋がっていくのではないかなということで、この度の整理ではそういう中で、ここに分離をさせていただいたということでもありますので、決してやめるということでもなく、住民の皆様に丸投げをするというわけでもなく、村としてもしっかりとやりながら、それを地域の振興にしっかりと繋げていきたいというふうに考えているところであります。以上です。

○議長（山路 有君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 10 号の質疑を終わります。

ここで暫時、休憩を入れたと思います。再開は 10 時 40 分から再開しますので、暫時休憩に入りたいと思います。10 時 40 分には議場にお集まりください。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

日程第 10 議案第 11 号

○議長（山路 有君） 再開します。日程第 10、議案第 11 号日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

日程第 11 議案第 12 号

○議長（山路 有君） 日程第 11、議案第 12 号日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

日程第 12 議案第 13 号

○議長（山路 有君） 日程第 12、議案第 13 号日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 5 番、前田です。今回のこの提案については、先ほど議案とありました、空き家等の対策委員会の委員が加わっているということだろうと思いますが、比べてみると、個人情報保護審議会の委員というものが落とされております。ちょっと記憶が十分でないんですが、既にこういう委員が必要となくなっていた、あるいは県に移管されていたっていうような、そういった案件が以前にあったようにも記憶しておりますが、今回ここが、落とされたその経過を、1 点答弁をいただけたらと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。個人情報保護審議会委員がおっしゃいますように削っております。これにつきましては、おっしゃいますようにその委員の審議会自体を、鳥取県に委託をさせていただきましたので、これがなくなかったもので落としたものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） いつごろの改正だったのでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。今年度の頭から、4 月 1 日から

委託をしてるというふうに記憶しております。以上です。

○議長（山路 有君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないので、以上で議案第 13 号の質疑を終わります。

日程第 13 議案第 14 号

○議長（山路 有君） 日程第 13、議案第 14 号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 5 番、前田です。副村長の事由でたびたび恐縮ですが、今回副村長の給料月額が示されております。もともと副村長が置かなくなった経緯は、日吉津村が単独選択をするという、その辺りからで、当時、行財政改革の中では、助役を置かないことによる、財政的なメリットもあるというふうな説明が当時されていたと思います。その判断が良かったかどうかは別におきまして、そういった経過できましたが、あえてここで村長に伺うんですが、この村長、副村長、特に副村長を設置するにあたって、給料月額は多分西部と同額だと思いますが、その辺りをあえて当面、あの一部カットするというふうなそういった考え方はなかったのかどうかということ、1 点お聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。この度、副村長を置くにあたりまして、その給与月額等を、こちらで設定をさせていただくものでございます。この度は、新たに副村長を設置するにあたりまして、いわゆる財政的な面というのも十分に考慮した上で、総合的な判断として置かせていただきたいということで提案をさせていただいているものであります。議員がおっしゃいましたように、この月額というのは、西部の町村での同じ金額ということになっておりまして、あの導入当初にあたってこれを一部カットして導入しようということは考えておりません。以上でございます。

○議長（山路 有君） よろしいですか。はい、ほかにはございませんか。

橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 8 番、橋井です。議案第 14 号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例ということでありまして。これについては、第 1 条で村長、副村長、教

育長、この3名の特別職の給与に関する、この度の条例の改正の提案であります。別表を読んでもたいと思いますが、職名、村長給料月額81万4,000円、副村長65万1,000円、教育長61万1,000円ということで、これは数十年前からの慣例であって、村長給に対する8掛けが副村長、75掛けが教育長という、ざっくりというのが、過去ずっと昔からこれが続いた比例配分のことであります。これがご存じの方が、おられたかどうかはわかりませんが、私はそのように過去議員になってから記憶をしております。

それはそれとして、ここで私は、副村長に対するこの等価資本に対する、私はコストパフォーマンスを考えてみたいと思います。と言いますのは、これらの特別職の報酬並びに給与、さまざまな要件がある。呼び方があると思いますが、この今回、この一般会計の補正予算のところちょうど出ておりますので、補正予算のところの27ページ見ていただければ、皆さんにはわかりやすいかなというふうに思っております。補正予算書の27ページ、ここに給与費明細表が掲示してあります。見ていただければ、お手元にある方はわかるかも知れませんが、この27ページに、ここに長等って、ここに村長の給与費がずっと羅列して書いてあります。この補正後、補正前、補正後でもいいんですが、これ変わっておりませんので、長等1、職員数1、給与976万8,000円、期末318万なにがし、そして共済費、全ての合計で1,500ということであります。村長が約1,500、それでこれを比例配分していきますと、副村長が約1,000万、それから若干下がって教育長の900数十、6、7、80万ぐらいになるのかな、ぐらいになるように思ってます。そうすると約年間に4年間のこれを任期の設定にして行きますと、これ約4,000万、それプラスこの三役は出てこないものがあるんです。退職金、四年間をお務めされますと、そこに退職金が増加をして出てきます。ですから約4,000万、4年間で4,000万それプラス約600万か700万あるはずなんです。その時点でなってくる、それはそれとして、今お金の計算を私してみました。それを先ほど前田議員からの発言もありましたが、その前村長の時の、日吉津が単独で生き残っていくんだぞという時の費用を考慮された中で、これを止めたという経緯があるんです。それについて私はお金のことを今提示しましたが、やはりここは大事なことです。4年間で約5,000万弱の投資をすることを、この度副村長の設置に基づいてされるということの、大きな意味合いを、私もう一度ここで確認をしてお言葉を聞きたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。あの重ねての答弁になる部分があると思いますけれども、この設置にあたった一つの大きな理由が、地方創生の推進ということで申し上げます。

これをあのどういうことかというふうにも少しご説明申し上げますと、今後、国全体の人口がどんどん減っていくという中で、いかにこの地域として存続をしていくかというのが、非常に大きな課題だろうというふうに思っています。その中におきまして、人口の維持もそうですけれども、やはり、この日吉津村として、さまざまな産業含めてどのようにこれをしっかりと維持であったり、向上を務めていくか。稼げる地域にしていくということが、非常に一つの大きな観点だろうなというふうに考えています。そういった面におきまして、さまざまな関係者と連携を強化していったり、あるいは事業を行うにあたって、財源をしっかりと確保していくというようなことにあたっては、しっかりと村長も、また副村長も出て行くところにはしっかりと出て行って、話をしていくということが、より求められる局面に来てるんだろなというふうに考えているところでもあります。そういったことにおきまして、より積極的に村長を含め出て行って、そうした地域に還元できるようなことをしていきたいなというふうに、これはあの私の決意としてそのように考えているということでご理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 14 号の質疑を終わります。

日程第 14 議案第 15 号

○議長（山路 有君） 日程第 14、議案第 15 号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 15 議案第 16 号

○議長（山路 有君） 日程第 15、議案第 16 号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 16 議案第 17 号

○議長（山路 有君） 日程第 16、議案第 17 号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） 一点よろしくお願いします。あのこの後期高齢者支援金なんですけれども、これは 18 歳未満の子供にもかかってくる保険料でしょうか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。前加入者にかかってくるものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 他にありませんか。ないようですので、以上で議案第 17 号の質疑を終わります。

日程第 17 議案第 18 号

○議長（山路 有君） 日程第 17、議案第 18 号日吉津村家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） これについては、村内の方からの、例えばこういったことをやりたいがというような相談があったのか。また、村内のニーズに照らしてどうですか、以上。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員のご質問にお答えいたします。今回の改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、こちらの基準の方の改正に伴いまして、栄養士の配置を求めている部分について、管理栄養士の配置ができるように、またあるいは小規模保育所の方ですね、3 歳児さんが 20 人に対して一人という配置基準が 15 人に対して一人、あるいは、4 歳児の方は 30 人のところを 25 人というような配置基準の見直しがございましたので、その配置基準の見直しに伴って改正をするものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） この日吉津村の家庭的保育事業についてのあのニーズはどうなん

ですか。村民さんの中から。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員のご質問にお答えいたします。ニーズとして特にあの現状を聞いているということはございませんし、村内にそのような事業所ございませんので、こちらについては把握できてないというのが現状でございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。ないようですので以上で議案第 18 号の質疑を終わります。

日程第 18 議案第 19 号

○議長（山路 有君） 日程第 18、議案第 19 号日吉津村高齢者筋力向上トレーニングルーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） トレーニングルームの事業なんですけれども、あれは今日吉津村の委託事業でやっておられるんですよね。それで、委託事業から指定管理者制度に変わるっていうことでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員のご質問にお答えいたします。先程ご指摘のとおり、これは筋力向上トレーニングルームの運営についてということなんですけども、こちらについては、先程のデイサービスと同じようにですね、指定管理者制度の導入が可能なように条例を整備しておくということでございまして、すぐ管理の方ですね、変更していくということとはございませんで、引き続き社協さんの方に、事業の方は管理運営等お願いしていくということで考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 他に質疑、前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 5 番、前田です。今のトレーニングルームですね、福祉センターに入って左手のところだろうと思うんですけども、そもそもその、今現状はどうなんですか。利用者が減ってるとか、増えてるとか、あるいは指導すべき社協のスタッフが足りないとか、そういう現状、あのデイサービスのような現場はあるんでしょうか。その辺をちょっと答弁いただきたい。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。社協で行なっていたいております介護予防事業や、こちらの筋力向上トレーニングルームを使った事業については、定期的なご利用等ありますし、ニーズも高いというふうに把握しております。また、それを運営していただくスタッフもですね。きちんと配置していただいて対応していただいと認識しております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） まああの本当はその辺の事情をですね、もう少し詳しく聞きたいところなんですけども、今日時間がないんですけども、あのデイサービスの方はこれから新しいまあ管理者を探すということで、社協の現場のスタッフの皆さんは自分の雇用がどうなるかっていう不安があるわけですね。そういった中で、このトレーニングルームも課長の答弁ではまだ決まってるわけじゃないっていうニュアンスでしたけども、同じようにこの条例提出するっちゃうことは、私は非常に社長のスタッフの皆さんから言えば、あの心を落ち着かない状態になるんじゃないかなっていうのがあって、その辺がまず1点。

それからですね、何度も言うように指定管理者制度にすれば、民間が参入してきてサービスが向上するようなそういったニュアンスで受け取られてるかもしれないですけども、結構いろいろな問題が生じているんですよ。そういった中で特に福祉センターの中の一部をその違う業者さんに任せるということは、逆に言うと、福祉協議会から言うとそのその部屋を何かで利用するということになる、その自分が管理してる場所じゃないですからその借りなきゃいけないわけじゃないですか、そういったことで言うとその授業の連携という点では非常に不安があるんじゃないかと、で、そもそもあの本村のトレーニングルームを、指定管理者で他の事業さんに任せるといふことに、あの規模で趣旨に合うようには思えないわけですけども、改めてあそこを指定管理にした場合のメリットっていうものは、どういうふうに捉えられているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。先ほども申し上げましたように、指定管理者の方にすぐに移行するということではなくて、あくまでも条例を整備した中で、可能にしておくというところの考え方でございます。デイサービス事業については、方向性としては定員を減にしたりとかいうような形ですね、事業改善が必要な状況でございますけど

も、地域福祉、それから介護予防事業については引き続き社協さんの方で、社会福祉センターという施設を活用してですね、しっかり取り組んでいただけるものというふうに認識をしているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 結局その辺が、私が言いたいのは利用者もあるいは社協のスタッフの方も、そういったことを言われても、いつこの事業が変わるのかなっていうふうな、不安に落ちるんじゃないかってことを言ってるわけで、そもそも質問ですけども、このトレーニングルームの現状について社協とそういう協議はされてきたんですかね。そのことをわれわれはあまり聞いてないもんですから、されてきたかっていうことを一点、それからもう一つは、あの村民の方は、結構村内にもジムみたいなものが欲しいということでそういう声はよく以前から聞きます。もちろんこの施設はそういった趣旨ではないことは承知してますけども、ある意味では例えば後にも関連しますが、トレセンなんかを利用してですね、理念としては介護予防にも繋がるような中高年の健康維持のことだって、村としては考えるべき課題だと思うんですけど、このトレーニングルームはそういうふうな、要するに発展的な趣旨で考えるってことはできないのかということをもう一点、以上をお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。トレーニングルームの活用につきましては、従来より、社協と介護予防事業の内容でありますとか、どのような事業を展開していくかということでは、常に情報交換なり、予防なり、あるいは住民のニーズなりを確ながら取り組んできているところでございます。

先ほど議員もおっしゃいましたようにですね、トレーニングができるような設備、施設っていうのが欲しいとか活用したいというようにいろんな声も聞いておりますので、介護予防事業に限らず取り組みができないのかということも含めてですね、幅広く使うことができないかということも検討しているところでございますし、そのような話は社協なりこちらも含めて福祉支援センター、福祉保健課と、話をしているところではございます。また、先ほどあのちょっとお答えをしておりますんですけども、指定管理のメリットということでは、ええとですね、今、デイサービスの状況としては先ほどの条例提案のところでも説明をさせていただきましたけども、かなり改善に向けては厳しい状況があるというところの中で、どのような手立てが打てるのかということで、民間の活力というところに期待をかけたり、また、あるいはいろんな事業をですね、

周り展開しておられる事業者さんもおられますので、その辺りで可能な方法として一つ提案をさせていただいたところでございます。それが必ず上手くいくかと言われますと、なかなか難しい面はご指摘のとおりたくさんあると思いますので、その辺りきちんと検証しながらですね、進めてまいりたいと思っているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） トレーニングルームを職員の方が、あの指定管理に出すっていうのは、どうかっていうことも今、その部分についての答弁がないですよ。[「その辺の協議したかっていう話ですよ」と呼ぶ者あり] 職員の方がトレーニングルームを指定管理に将来出すっていうこと自体を知っておられるのか、今。

○福祉保健課長（橋田 和久君） すみません。答弁が漏れておりまして申し訳ございません。先ほども言いましたけども、地域福祉、それから介護予防事業の本来社協で取り組んでいただいております事業については、継続的に引き続きお願いしますということでの話しかしておりません。これについてはあくまでも、今後の状況ということで条例整備ということで、提案をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 19 号の質疑を終わります。

日程第 19 議案第 20 号

○議長（山路 有君） 日程第 19、議案第 20 号日吉津村立農業者トレーニングセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） トレーニングセンターについてもともと、設置の趣旨が農業者トレーニングセンターっていうことで、農業者の健康増進っていうことでスタートしていますが、一点確認はこのトレセンを基本的には農業者に向けたではなくて、周辺村民あるいは村外からも利用があるんで、その辺の、そもそも設置根拠からの、現在のあるいは今後の利用についての何か縛りはないんじゃないかと思いますが、償還もしてますからないと思いますが、その辺についてまず一点、要するにどういうふうに使ってもいいのかっていうことは、お聞きしておきたいと思います。その上で今回、半面ご利用いただく方のために、料金の見直していうことでそれは大

いに結構だと思いますが、通常昼間の時期に、現在トレセンを頻繁に利用されるグループというのはあるのでしょうか。たとえば平日の昼間、その辺をもう一点お聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。まず、一点目の縛りということですけども、それはないというふうに認識しております。それから利用の状態ですけども、平日の日中というのは、特に固定で入っておられる団体はありません。はい、以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 議長から指摘を受けるかも知れませんが、関連があるので聞きますが、いわゆる個人で、たとえば子供連れのご家族がトレセンに来て、子供に力いっぱいなんか飛んだり跳ねたりさせてあげるとかですね、そういう使用について一定の理解をして、より子育て支援という観点で、トレセンを利用する方法ってのは考えられないかということ一点、それでそのもう一点は、常々子供連れで行けるような公園が欲しいという子育て世代の要望がありますので、そういった点でいうとトレセンの一部をそれなりに、なんかまあ遊を置くような形で、力いっぱい親子で楽しむっていうことの利用方法も、あるんじゃないかと思うんですけど、そういった点について、以上二点、多少飛躍かも知れませんが大事なことだと思うんで、ぜひお答えいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。まず子育て支援の観点でということですけども、そういった大きなあの大义名分で今回するわけではないんですけども、やはり利用者の方から声を聞きますと、たとえば空いてる時に家族で本当に使って、体を動かしたいわということができやすくなりますね、というようなご意見もいただいております。そういった使い方していただければこちらとしても、そういう改正する意味があるなというふうに思っております。そういった声があるのは事実ですので、ぜひ、そういった活用方法をしていただきたいと思っております。

それから、まあもちろんそういう利用の中で 遊具を使っていただくのはもちろんいいんですけども、ただ、そこに体育館に常時置いとくとかいうようなことはちょっと難しいかなとは思いますが。ただ、あのそういったもの備品を用意しといて、それを使っていただくような利用方法はあるのかなというふうには思います。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 今の答弁に沿ってですね、ぜひ、これを機会にトレセンを有効活用できる、でしかも、とりわけ村内の子育て世帯等にね、開かれた方向を、今回を一步として併せて検討いただきたいなというふうに思いますので、その点については答弁いただけたらありがたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。前田議員のご意見を、尊重して検討したいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員でよろしいですか。

はい、松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） 9 番、松田ですけれども、大きな問題でないんですが、先般の会議の中で半面使用に関してちょっと意見が出たんで、その辺の考え方はどうなのかなあということとでちょっと聞きたいんですが、たとえば半面使用するよと言って中には全面使用したり、というような間違っただけの考え方がおられるかも知れませんが、行政としてはこの利用についてルールが守られてない場合は、利用禁止を検討するというふうにあるんですが、この検討とはどういうふうな検討なのかちょっとその辺をお聞きしたいということと、あの利用料金のことなんですが、村外者がアリーナの使う時には 3,180 円として、この辺じゃあ 1 番高いんですが、大幅に高いんですが、その理由はわかるような気がするんですけど、ちょっとその辺の考え方をひとつお答え願いたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 松田議員のご質問にお答えします。松田議員の先日の会といいますのは、2 月 5 日のスポーツ推進審議会の会だというふうに思っております。松田議員さんも委員でいらっしゃいますので、そちらの中で出た意見ということですから、半面利用と言って全面使う団体もあるんじゃないかというご心配ですけれども、まああのこのことを今回の半面利用にあたって、他市町の体育館の状況も聞いて回ったところですから、うちと同じような状況で、管理人のいない中で半面利用をしている体育館もございました。そちらに伺ったら、きちんと皆さん利用団体は守って使っていただいているということをおっしゃいました。そういった状況もありますので、うちもそういった形で進めさせていただくというように決めさせていただきました。

ただ、管理人置いていないからお任せっていうだけではいけないと思いますので、やはり定期

的に、ある程度見回りも必要かなというふうに思っています。その見回りした中で、申請していない状況で利用されている団体があれば、やはりそこは注意をしたうえで、最終的にはそれ守れないようであれば、もう利用禁止というような措置もさせていただかざるを得ないかなというふうに考えているところでございます。

それから後は村外者の利用料金です。確かにあのその近隣の市町の体育館等を調査した時にですね、村外者に対する料金というのは、非常にうちが突出して高いという現状はございました。最初の料金を設定した時に、村内の料金はかなり安くしてますので、その収支のバランスからそういった設定されたんではないかなというふうには思いますけれども、ちょっと定かには根拠がわからないというのが現状でございます。ただ、今回はもうとにかく半面利用ということで会計をしますので、とりあえずこれまでの既存の料金を半額にするということで決めさせていただいたところです。以上です。

○議長（山路 有君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 20 号の質疑を終わります。

日程第 20 議案第 21 号

○議長（山路 有君） 日程第 20、議案第 21 号日吉津村立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） この学校医、歯科医の先生、薬剤師さんどういった公務災害にあつたような事例があつたのでしょうか。

○議長（山路 有君） 横田教育次長。

○教育次長（横田 威開君） 江田議員のご質問にお答えします。どのような公務災害の事例があつたかというふうなことです。近年でこういった事例が全くなくてですね、ただ、まあその対応等もあの市町村でまちまちのところもあつて、町村会によって一律統一しようというふうな見解によって廃止するものになります。以上です。

○議長（山路 有君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 21 号の質疑を終わります。

日程第 21 議案第 22 号

○議長（山路 有君） 日程第 21、議案第 22 号令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

河中議員。

できたらページ数を言ってやってください。

○議員（7 番 河中 博子君） はい、そのつもりでおります。7 番、川中です。1 件報酬の減額について伺います。その理由と金額の内容です。何ページにも及びますので読み上げます。ページ 16、第 2 款総務費、第 5 目企画費の報酬です。総合振興計画審議会報酬 7 万 2,000 円、同じく地方創生推進会議委員報酬 6 万円、ページ 18、第 3 款民生費、第 1 目児童福祉総務費、この子ども子育て会議委員報酬 11 万 7,000 円、次のページ 19 です。第 5 款農林水産費、第 1 目農業委員会費の農業委員会委員報酬 162 万円、ページ 20、同じく農林水産業費、第 3 目農業振興費村農業将来ビジョン本部委員報酬 5 万 4,000 円、ページ 21、第 7 款土木費、第 1 目都市計画総務費、都市計画審議会委員報酬 9 万円。ページ 22、第 9 款教育費、第 2 目事務局費、いじめ問題調査委員会報酬 3 万 4,000 円、同じく奨学生選考委員報酬 9,000 円、ページ 23、同じく教育費の第 1 目学校管理費、小学校運営協議会委員報酬 6 万円、同じく 23 ページ、教育費の中の社会教育青少年育成推進指導員報酬 13 万円、ページ 24、教育費の総務費文化財保護審議会委員会報酬 3 万 6,000 円、同じく教育費の第 2 目公民館費、ヴィレステ日吉津運営審議会委員報酬 3 万円、以上 12 件です。約 230 万円の減額の理由と、その金額の内容を教えてくださいお願いします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） はい村長でございます。非常にあのたくさんありますので、ちょっとあの総括して答えさせていただけたらと思いますけれども、あの年度末になってきまして、基本的には実績に応じて減額をさせていただくというものでございます。すべてがそういうものだと受け止めていただいて、結構かと思います。これまで開催をしてきた会議の回数等によって、報酬を支給をして、残りの部分が出てくるのでこれを減額をするというものでございます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（7 番 河中 博子君） 昨年の 3 月のものとちょっと調べてみましたら、圧倒的に公開多

かったものですから、ですからあのそれはあの年度末に総合的に出揃ったところで減額になさるということは分かるんですけども、なぜここまで多かったのかっていうのは、一つにはその業務が停滞しているのではないかなと思うのです。その辺りを伺いたいのですがどうですか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。あのけして業務が停滞しているということではありませんが、あの中にはあのもう会議の目的が達成されたので、もうあのこれ以上支出の予定がありませんというものがあったりとかですね。あるいは、中には何回か回数を計画をしていたんだけれども、それが回数行かなくてもあの足りたということで、減額をするもの等でございますので、基本的に停滞をしているということではなくて、実績に応じた減額というふうに考えていただければというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（7 番 河中 博子君） 説明はわかりました。委員会を設置するっていうのは、それなりに必要があって設置されたことでしょうか、やはりそれはできるだけと言いますか、努力をして回数はきちっとやっていただきたいなと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 答弁は。

○議員（7 番 河中 博子君） 結構です。

○議長（山路 有君） 他に質疑はありませんか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） 3 番、江田です。11 ページお願いします。11 ページの村営住宅使用料の 89 万 8,000 円、これ家賃だと思うんですけども、この家賃の収納状況ってありますか、これは何世帯分に匹敵するのかなということをお聞きします。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。まずあの村営住宅家賃の収納状況ですけども、あの一部の方でちょっと遅れがちな方がいらっしゃいますが、だいたいあの規定どおり入ってる現状でございます。それと今回の補正の 89 万 8,000 円の減額につきましては、まず 5 年度の年度末、6 年 3 月で退去された方が一世帯、それから 6 月に退去が二世帯、11 月に退去が 1 世帯で合計 4 世帯の退去がございまして、その方の分の減額をしたものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 他に質疑ありませんか。

前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 5 番 前田です。11 ページの地方交付税の辺りで、全協でもちょっと伺ったんですが、その中での説明としては、普通交付税の交付によって、まあ簡単にいうと国の財源不足を臨時財政対策債ということで、借り受けて市町村は使うと、それがその後の更年で返す時に、更年で入ってくるんだということで、基本的に普通交付税と同じような考え方で出せばいいという触れ込みですね。まあでも借金だなんていうふうなこの間来たわけですが、先日の説明でこの臨時財政対策債っていうものが、もう令和 7 年度以降なくなるというふうな話で、それに伴って国の助言によって基金を積み立てております、減債基金なんかに入れてますと言うなご説明だったんですけど、その辺の臨財債がなくなるということに対する村の対応として、今回こういう補正がされてるんですけども、問題がないかどうか、その辺のところをもう少し補足をいただきたいなというふうに思います。

それからあとですね、ページからいうと予算書 23 ページの、社会教育費になるんですが、先ほどの河中議員の質問と少しダブりますが、ここにおける青少年育成推進指導員の報酬が削られておりますが、私の記憶だとこれの指導員さんは、月額報酬で一定の方に青少年の指導の評議をいただくということなんですが、これがこの年度末に削られるっていうのは、それこそ活動の停滞、あるいは人員の不足ってのがあるのか、ないのかその点をお聞きしたいと思います。

それから次のページで、先ほども指摘のあった文化財の保護審議会委員ですが、ミライトにある交流室ですね、民族資料館が移管されたものですが、あの民族資料館の委員っていうのもあるとは思うんですけども、そのこの辺であのあそこをより村民の方に、開いていくという感じでいうと、この文化財保護審議会委員というのも非常に重要だと思うんですが、その辺の開催状況の結果こうなってるのか、いうことですね。

最後にもう一点、公民館費のヴィレステひえづの運営審議会委員ですが、以前に私の方は教育委員会に移管となって、審議会を開催されましたかっていうことで言いましたら、開催していないということで、3 月に開催する予定だという話でありましたが、私はその教育委員会に移管した時点で審議会を開くべきだという主張をしたんですが、結果ここが減額になってる。要するに今年度の審議会の、特に教育委員会に移管になってから、審議会の開催状況について補足をいただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。まず一点目の、地方交付税の関

係でございますが、議員ご指摘のとおりでございます。この交付税が増額になった理由としては、国がですね臨時財政対策債、こちらの償還金等に当てなさいということで、需要額の配分が多くなったそのために増額に入ってきてるということでございます。おっしゃいましたとおりこれからそのその交付税算入がされないということを言っておりますので、そのぶん今回 1,177 万 9,000 円ほど基金費に充てることが出来ておりますので、今後の貸借債の返還、償還については今のところ問題ないというふうに捉えております。以上です。

○議長（山路 有君） 横田教育次長。

○教育次長（横田 威開君） 前田議員のご質問にお答えします。まず 23 ページ、青少年育成推進指導員報酬のことで質問ございましたが、これは村では 5 名配置することになっております。それでこれまでも 5 名が十分に配置をできてなくてですね、今年度もいかがだろうかというふうなことで、本人にあたって調整等を行いました。が、実際のところ配置が 2 名しかできませんでした。それによって生じた減額になります。

それからその次のページで、24 ページ一番上になります。文化財保護審議会の委員報酬のところでも質問がありました。昨年からさまざまな文化財保護についての審議会等もっているんですが、実は日野川右岸のハゼの木の移植について、この近年この審議会とで何度か話し合いをなされて、ある程度のこちらからの見解というのは出してるんですが、その見解決定した後に、日野川右岸のスケジュールと進行の変更等があつて、これがもう 1 回振り出しに戻るっていうふうなことがあつて、ただそれでこれまでは県の方からも、この中の候補で選定してくださいっていうふうな問い合わせのあつたものが、またそれが降り出し戻って、こちらでは今これをどのタイミングで持っていかがことがストップしたために減額が起きたものです。

それから先ほどの、民俗資料館委員とのかかわり等のご指摘いただきましたが、たしかに中に委員の皆さんの中で、重複する委員さんいらっしゃいます。それでのミライトにおける民族資料等の活用っていうふうなところでは、いろいろな機会、特にふれあいフェスタであつたりとか、その委員さんが全員出向いて、説明をしたいっていうふうな機会を設けてるのと合わせて、教育委員会職員による、いろいろな訪問者への説明等は丁寧に行つては来たのですが、しっかりと明確にアピールできるような取り組みとしては、もうちょっと工夫はしていくべきだなというふうには感じております。

それからその下の、ヴィレステ日吉津の運営審議会委員、真ん中あたり公民館費のことでも質問ございましたが、ヴィレステひえづの運営委員会、教育委員会事務局が担当になってから 2 月

の 20 日に、運営審議会を行いました。

そこで特に令和 6 年度の、いろいろな取り組み等についてのご意見を皆さんにも伺ったところ
です。引き続き委員の皆さんには、そのヴィレステの運営、3 機能の充実等についても、これは
ヴィレステとしてしっかり意見はいただいて、進めていくべきだと思っております。

そしてこの減額が生じているのは、審議会をしなかったからというひとではなくて、委員の中
で他の委員との兼務になっていて金額が生じなかったものと、あと公務員を務めておられる方
の中には、この報酬については受け取らないということで、連絡をいただいて出していないものも
ありますが、減額はそのための減額です。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 今の交付税の話ですね、また予算委員会で新年度の予算についての
解説の中で、少しもうすこし丁寧に議論したいと思いますが、要するに言いたいのは、臨時財政
対策債という国の制度が非常に不安があったんでいすけれども、どうもその辺が変わってしまう
んだなというところでありますので、ぜひその辺は今後の重要な観点なので、予算委員会等でも
う少し説明をいただきたいと思います。

それから青少年の委員さん、以前からなかなか手不足っていう話は伺っております。以前
毎月 1 回は集まって、情報交換してとりわけ村内の青少年の指導とか、あるいは問題点はないの
かということを議論してきたわけですが、ともすると事務局がそこきっちりと情報提供し
ないと、委員の皆さんも忙しくて、なかなか委員会が開かれないということがおこりがちなので、
その辺は気を付けていただきたいと思います。

文化財についても、先ほど説明は受けましたけれども、もう少しまた予算の委員会等で、もう
少し経過を教えていただければなという思いますので、よろしくお願いしますということで、答
弁をいただけるものは答弁いただいたらと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 答弁ありますか。ないようですね。

はい、ほかに質疑ありませんか。

橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 8 番、橋井です。2 点だけお伺いしたいと思います。補正予算書の
23、25 についてです。まず 23 ページについては、この学校管理費の負担金補助金のところの、
35 人学級の加配教員の 200 万減額が記載してあります。これについてのここに至る経緯について
ご説明をいただきたいと思います。

それから 25 ページですね、資料館の役務費の密閉燻蒸作業委託料、これは文化財に虫がついたり云々をするのを燻蒸処理をして、ここで殺虫をするということを、前にこの予算の時には説明を受けたように記憶をしております。これを 100 万というのは、ほぼやってないように伺うところですが、これはなぜやらなかったのか、しなかったのか、する必要がなかったのか、それらについての経過を説明をしていただきたいと思います。この 2 点について。

○議長（山路 有君） 横田教育次長。

○教育次長（横田 威開君） それでは橋井議員のご質問にお答えします。まず、23 ページの 35 人学級加配教員負担金の、マイナス 200 万円についてです。そうですね、これは実際には協力金というふうにと申しておりますが、国基準で 35 人学級となっていますが、その 35 人に満たずに 30 人以上については、協力金を支払って、学級数を 1 学級増というふうな形で県の政策等でも進めております。これが当初、3 学年がその該当の学年だと計画しておりましたら、その計画段階、要するに当初予算も組んだ後にですね、3 月末の転入で児童数が増えて、その該当ではなくなった学年が 1 学年ございました。それによって、協力金を支払う必要がなくなったために 200 万円が減額となったものです。それが一点と。

それから先ほど質問がありました次のページ、25 ページの燻蒸の作業の手数料約 100 万円の減額は起きているものは、業者の確認をしていただいたところ、昨年度これを行ったその効果がまだ持続しているっていうふうな、さまざまの検査の数値等で確認ができたので、今年度は見送ったために 減額が起きたものです。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 23 ページの、このですね人件費の部分といいいましょか、35 人の云々については、当初の 3 学年見込みから 1 学年部分のそれがなくなったということを理解しました。その分が 200 万円だということです。それで今の燻蒸の云々は、業者の方に確認をさせたら、まだ効果が、効能があったということで、今年はしなくてもいいということで終わったということでありますので、それをはいということで私は受け取らない人間ですけども、業者に見させたら、効果がまだ残ってるからいいですよということがあったんだかも知れないけども、これを予算化をする時には、効果がないというふうに判断をされて予算化をされたと思うんで、その見切り発車と言いましょか、その判断はいつなんでそれを可能にそういうことしたのか、理屈が通らんじゃないですか。そこちよっときちんと説明して下さい。蓋開けてみたら済んだということじゃないでしょ。

○議長（山路 有君） 横田教育次長。

○教育次長（横田 威開君） 橋井議員のご質問にお答えします。この作業については、毎年この文化財保護のために行なっているものであり、必要だというふうに考えて事務局も計上したのが正直なところであります。ただ、その実際行なっていただいているその時期に来ていただいて、もしかするとそのこれまでと資料館が変わって、その施設がしっかりしているというふうなことも影響してるのかも知れませんが、実際のところこの状況であれば、今年度はしなくてもいいじゃないかっていうふうなことで、ご意見いただいたの判断となったので、ちょっと専門的な部分も分かりませんが、そのようにさせていただいたところです。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） ということは、これの燻蒸の必要のあるやなしやの判断の、しておる時期が4月なり、5月なりの定期的なスパンでもって、そこできちっとやっておればこういうことが多分私はなかったと思います。それが4月にやったり、8月にやったり、10月にやったり、それが不動になっておったということは、今の発言の中では予測ができるわけですね。嫌味な言い方かも知れませんが、それを最初の年度当初の段階で、きちっとやっておられれば正式なきちとした予算を毎年付けて、やはりこれは必要でなかったということを確認をすることが、未然に防げたというふうに私は今思ってますので、それを卑下して云々ということではないですけども、そういうふうにされればこういったことは、今後防止できるんじゃないかなというふうに思いましたので、まあ私の意見が正しいかどうか分かりませんが、その点についてご意見をいただいて終わりたいと思います。いかがですか。

○議長（山路 有君） 横田教育次長。

○教育次長（横田 威開君） 橋井議員のご質問にお答えします。検査を行う時期、またそれを年度当初必要だっというふうな判断する方法であつたりとか、そういったことがもっと明確になるようにこちらでも再度確認をして、どの方法が適しているのかってことはしっかり検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。以上です。

○議長（山路 有君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので以上で議案第8号の質疑を終わります。

○議長（山路 有君） 日程第 22、議案第 23 号令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

日程第 23 議案第 24 号

○議長（山路 有君） 日程第 23、議案第 24 号令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから、質疑を終わります

日程第 24 議案第 25 号 から 日程第 27 議案第 28 号

○議長（山路 有君） 日程第 24、議案第 25 号から日程第 27、議案第 28 号までは当初予算に関する議案であります。各議案については質疑終了後、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思っておりますので、この場では総括的、基本的な質疑に止めていただきますようお願いいたします。

それでは日程第 24、議案第 25 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

加藤議員。

○議員（2 番 加藤 修君） 2 番、加藤です。総括質問、本村の現状を見ますと、431 号沿道沿いは複数の商業施設が立ち並び、活気あふれた村となっております。これに伴い、交通対策は急務であります。一方で、最近の社会問題として、闇バイトに起因する強盗事件等が多発しており、一般市民の安全を脅かす深刻な問題となっています。住居への不法侵入による強盗などの被害にあわないように、防犯カメラの設置など防犯対策が必要と思います。村民の生命財産を守と対策に関して、何か予算化はされているのでしょうか伺います。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 加藤議員の質問にお答えいたします。当初予算の資料では、37 ページ、予算説明資料では住民課の 4 ページに防犯対策の事業載せております。議員さんがおっしゃ

られたとおり、闇バイトなどでの住居侵入なんかの強盗、そういったことでの被害防止ということで、これは鳥取県の方で今年度ですけれども、60歳以上の方がおられる世帯に先ほど言われた防犯カメラや、カメラ付きドアホン、センサーライト、これの設置する補助金の事業があります。これは今年なってからですが1月7日から募集されて、あのまあ3カ月ほどの間ですけども、こういったものを買われた時に、1万5,000円まで補助しますということで、申請は1回にしてくださいねというような規定とかあったりしますけども、この事業を買われて県に申請されれば、その補助が受けられたという制度がございました。名前は犯罪から県民を守る、緊急対策事業補助金というものでございますけども、これの窓口が今年度は県だったものを、身近な市町村を窓口にできたらどうかということで県と協議がありまして、その関係で市町村で窓口を受けるところから、このたびの予算書の37ページですけども、上の2の総務費、1総務管理費のところですが、負担金補助金及び交付金のところに15万円、犯罪から県民を守る防犯対策支援補助金ということを設けております。これを村の方で受付して県に申請して補助金をいただくという流れになりますけども、新年度は先ほど言ったものに加えて、防犯機能付き電話機、それも対象にして4品目を買われた場合に補助するという制度になっております。あの全体の県の予算の中での村の配分は10世帯ということになっておりまして、その1万5,000円で15万円の補助金を設けました。それぜひ、活用いただければと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） はい、これ平井知事がね、これ表明されましてですね、防犯に関して上限を設けて広く防犯予算をつけるという話で、ええ県の事業ですので、これは今住民課が窓口となって申請をするわけで、領収書ではなくて計画、申請をするところですね。もう一度。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 加藤議員の質問にお答えいたします。事務の流れといいますか、申請の流れになりますけど、まず村が県に補助金申請をしまして、その了解を得てから住民の皆さんに買っていただくことができるようになります。あの申請は4月に入ってからして、だいたい20日ぐらいかかるということを聞いておりますので、もう5月ぐらいから開始ができるのかなと思っておりますが、それに応じてその開始が決まってから、住民さん買っていただいてそれで村に申請していただいて、その後それを基にして村からいったんその分のお支払いをしまして、最終的な年度でまとめたものを補助金を県からいただくということでございます。10分の10県から来るということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（2 番 加藤 修君） 村長に伺いますが、これはあくまでも県の事業ですね。あさってからカインズがオープンしますし、今年は海浜公園の事業も開始になります。人も車も入ってきます。村民の生命財産、安心、安全を守るための事業というのは、日吉津村単独事業ではありませんが、される考えはありませんか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。ただいま住民課長の方から説明がありました。防犯カメラの設置等に係る補助金、県の施策として開始をされるということでもあります。あのまあ県の事業としてスタートされたということですので、あの申請状況等見て、村内での状況等を勘案してまた検討してみたいと思います。以上でございます。

○議長（山路 有君） 先ほど申し上げましたけども、総括的な質疑でよろしくお願ひしたいというふうに思います。ほかに質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 予算審議があるわけですけども、村長と議論する機会は少ないので改めて 1 点だけ、今回の海浜運動公園の再整備にあたっては、すでに当初予算に 4 億 2,000 万という多額の予算が組まれておりまして、経過でいいますと、もうあの今年度中から募集を行う、募集の要項は見せていただいてませんが、それによって民間業者さんを決定して、もう 4 月、5 月には決定して進むというふうなことで伺っております。

先日の 3 月 1 日の村民説明会の結果を、私もあのお願いしたようにホームページに掲載をいただいておりますが、これを改めて見ますと一つ一つは言いませんが、たとえば自治会で個別に説明をすべきだとかですね、子供の遊び場については今後検討しますという回答で、その辺をもう少しはっきりさせてほしいという、計画段階で住民にも示すべきというようなご意見、あの総じてですね、まだまだ出席されたこの時に 29 名ですか、の方のご意見は、まだその公園をちょうどその再整備する内容について、あるいは手順について受け止めきれてないというのが実態だというに私はこれ見て思うんですね。そういった点でいうと、まあ予算は予算として、審議あるいは説明を受けるわけですけども、やはり当初予算で即取り組むにあたっては、まだ少しあの熟議が足りないんじゃないかっていうのを、あの印象としてありますので、村長の方にはこの多額の予算というものを、村民の方に理解をしていただくための手続きというものはきちんと踏んで、いつ行くということを踏まえてここではそういった答弁を、それに対する答弁を一言いただいて

おきたいなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。先ほど意見交換会の中で出たご意見ということで、必要性等々をもう少し村民にということでありましたけども、その時の発言の中では、8 年度に基本的な計画をしているその子供の交流拠点の方について、まだ詳細に村としても計画が定まっていますので、そういった状況で説明をさせていただいたわけでありまして、その中でランニングコストですとか、等々も含めてよく検討してくださいというようなご意見があったということでありまして、このあの令和 8 年度に計画するこの子ども交流拠点に着きましては、今後またそういった規模感であるとか、どんなもの作っていくのかというところを、検討をしながら村民の皆さまとも交換をしながら進めていきたいなというふうに考えているところであります。

また、一方でそのテニスコートですとか、ゲートボール場等が使われてないような現状もありますので、非常に是非前に進めてくれというような声もお聞きをしているところでありますので、まずは令和 7 年度の事業としてキャンプ場の再整備、テニスコート、ゲートボール場の芝生化のところは、まず今回提案させていただいておりますように、7 年度の事業として取り組みを進めたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 予算委員会でもう少し、新年度予算の内訳は伺いますけども、くどいようでありますけれども、4 億を超える予算というふうに村民の人は受け止めてないと思います。あの新しい遊具ができる時は相当なお金がかかるということは、認識があるから意見も出てるんですけども、現場のキャンプ場の再整備、あるいはテニスコート辺りをリニューアルすることについての、4 億という予算について、果たして村民の人は、そんなにかかるもんかなってというのが実際の気持ちだと思うんで、改めてそこは十分予算で審議した上で進めていきたい。あるいはそういった理解で、村としても対応いただきたいと思いますんで、よろしくお願いします。以上です。

○議長（山路 有君） 答弁よろしいですね。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので以上で議案第 25 号の質疑を終わります。

日程第 25、議案第 26 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

日程第 26、議案第 27 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから質疑を終ります。

日程第 27、議案第 28 号令和 7 年度日吉津村下水道事業会計予算を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

お諮りします。この際議案第 25 号から議案第 28 号までの議案 4 件について、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、本定例会の会期中審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 25 号から議案第 28 号まで、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、本定例会の会期中審査を付託することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長に橋井満義議員、副委員長に河中博子議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって予算審査特別委員会の委員長は橋井満義議員、副委員長は河中博子議員にお願いすることに決定いたしました。

日程第 28 議案第 29 号

○議長（山路 有君） 日程第 28、議案第 29 号財産の無償貸与についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

ないようで、もうちょっと早く上げてください。橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） はい、これは議案の第 29 号で間違いないですね。〔「はい、29 号」と呼ぶ者あり〕、8 番、橋井です。日程第 28、議案第 29 号財産の無償貸与についてということで

あります。これについては、皆さんご承知のとおりうなばら荘の、温泉の泉源のポンプの土地と建物を無償貸与するということではありますが、これについては、今回アール コーポレーションが、それまでの契約者でありましたヤードクリエーションから、権利を移動するということに決定をされたようであります。それでこの今、確認をしておかなくてはいけないなと思っておりますが、この土地、日吉津村大字富吉 1352 番の 3、面積 351 平方メートルとなっております。

これについては、現場はもっと広いように私思っておりますが、要するに所在としての正式な明記とすべきものは、富吉線 1352 番の 3 の一部とすべきが正しいのではないかなというふうに思っておりますが、これが正しいか否かという見解。

それから無償貸与の相手方、信託受託者というふうになっております。前回からこの経緯を考えていきますと、令和 6 年の 12 月 9 日に全員協議会で、これらについての信託の受託社 アール コーポレーションについての会社名は上がっておりませんでした、令和 6 年度末にこれらが決まりそうであるということの情報をいただいております。そして去る 1 月の 24 日には、アール アクトホールディングスの方に、これらの物件を譲渡するよということが、正式に表明をされたということでもあります。

話を元に戻します。まず富吉のこの番地の表記は一部かどうかということについての見解、それからこの信託受託者にわざわざされて、信託関係をこの受益者 アール コーポレーションと住宅社の、大阪府中央区本町一丁目 5 番 6 号大阪山甚ビル 4 階、共同信託株式会社代表取締役大口保弘氏を契約相手とし、そしてその契約相手の共同信託が信託受益者たるアールコーポレーションの経営する会社に、これを信託受益をするということになっております。なぜここまでアールコーポレーションの、これを信託関係を締結をして相手方と交渉しなくてはならないのか。といいますのは、これを今までは アールコーポレーションの前のもと、アールホールディングスという元会社でありました。そこに渡しますよという話が出てきてから、アールコーポレーションは 4 つの会社持ってますね。この中の一つがこのアールコーポレーションです。ホールディングスの 4 つの中の一つ。要するにこれはアールホールディングスの、一つの連結決算会社ですね。あるコーポレーションは、それにわざわざここで分離をして発注してという事の経緯を、アールホールディングスからどうしてここまでストレートに云々ということ容認をされたのか。それと信託関係の詳細についてを、まずここではっきりしていただきたいなというふうに思っております。まず、そっから、長くなってしまうのでお願いします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井の御質問にお答えします。まず一点目の 1352-3 の面積ですけれども、こちらについては面積も 351 平米でいいというふうに認識しております。あの一部というわけではございません。

それからまず 2 点目のその会社の名前ですけれども、まず今回の契約にあたって、その信託設定をするというやり方をされております。これについては、こういうやり方というのは最近よくあるやり方ということで伺っておりますけれども、建物をヤードクリエーションから取得される際に、当初はアールアクトホールディングスという会社が、話の窓口になっておられましたけれども、そちらが信託契約に基づいて取得したいという意向でございました。それはなぜかと、それだけではないかと思うんですけれども、信託設定することによって税制上の優遇措置があると、それが取得される方にはメリットがあるというようなこともありまして、そういったやり方をされるというふうに聞きました。ですので建物はこれと同じように、共同信託株式会社が名義を持たれて、そこの受益権をアールコーポレーションさんが受けられるという形になっております。で、この土地をどうするかというところになるんですけれども、土地の契約につきましても、今までのヤードクリエーションさんの契約もそうでしたけれども、土地だけの契約ではなくて、その建物、建物をどういうふうにご利用するかといったものも含めての契約になります。どういう事業されていくか、されない場合はこうですよっていったようなそういう契約ですので、やはり下の土地の契約としても、その建物の所有者と同じでないと非常にちょっと都合が悪いということで、建物と同じこの名義人ですね、こちらの内容で契約をさせていただくということになります。それで、当初は先ほど申し上げたんですけど、アールアクトホールディングスという親会社が話を持って来ていただいたんですけれども、話を詰めていく中で、実際にうなばら荘の事業を運営されるのは、そこのグループ会社のアールコーポレーションさんということになりましたので、そこでそこに限定したいということでしたので、そちらに変更させていただいて契約をするものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 論理明瞭、意味不明に近いですね。私は何を申し上げたいかというと、土地は日吉津村のもんですから、これ重要なものです。それで建物については、これは令和 5 年の 1 月 17 日に、西部広域の正副管理者会において、第三者に対して譲渡することを認めましょうよという会合が開かれて、今回のここにまで至ったと、それから令和の 5 年の 1 月 17 日から約 2 年間これが塩漬けになったわけですね。日吉津村としては膨大な損益をここで被った

んです。その膨大な損益を被ったことを、今はもうそれを蒸し返しをしてはいませんが、しかしながら今後これをどうしていくんだということを、損益を被ってはいけないからこのことを申し上げております。

それで今回、さらにそのあるコーポレーションの云々というのはまだちょっとまだ次に話をしています。土地の貸借条件というのが一番大事なので、こないだの全員協議会の資料の中で、契約土地の賃貸借等の条件の契約種類をですね、普通土地賃貸借契約で契約するような説明を受けております。契約期間当初 30 年（更新可）、それで土地賃料は月額 35 万 4,000 円ということで、これは通常の、今までのあそこのブックヤードさんと契約した内容といっしょです。諸条件、契約期間終了後は更地返還するということになってますけども、しかしながら、普通土地賃貸借契約で事業目的の貸借契約だったのが、普通にこれになってますよね。それをどうして事業目的から普通目的の土地にこれ変更をされたのか、ということはどういう経緯を持ってそれをされたのかそして、この度、西部広域云々はもういいんですけども、西部広域も重要なお役目もされてるのは、私このえっとですね、待ってくださいよ。西部広域それから村、それから今までのヤードクリエイション、それらの中で法的な云々は弁護士を交えてそこで対応をして、この次のステップに進みましょうというお話をされたように伺ってますが、この度のこれらの普通貸借にしたり、それと共同信託の会社がここ出てきてますけども、今度共同信託の会社と村とが契約しなくちゃいけないようなことも出るわけですからね。それを法的な対応を弁護士はきちっとフォローをしたか、そしてフォローするまでもなく、村はそれを弁護士を交えたり法的な対応を取らずに、自分の方で判断をされて行われたのか、その辺についてまずちょっとはっきりしておきたい。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の質問にお答えいたします。まず一点目の普通借地権契約のなった経緯ということでございますけれども、議員おっしゃいますように、これまで前の事業者とは事業用定期借地権契約ということでございました。それと今回は普通借地権ということで、これの大きな違いというのは、その更新ができるかできないかというところがあります。事業用というのは、もう必ずその期間がきたら返さなきゃいけないということになっておりまして、普通借地権はそれを交渉によって継続することはできると、いうところが大きな違いでございます。今回あの相手方と話を進めていく中で、やはりそのたとえば 30 年経ってもう絶対返さなきゃいけないということでは、事業が先が見込めないということで、相手方の方から普通借地権でお願いしたいということのご要望がございました。そこでこちらでも協議した中で、じゃあ、普通

借地権で行きましょうというところに決めさせていただいたということでございます。

それから弁護士との関わりですけれども、以前からずっとあの説明をしてきましたようにですね、あの3者協議といって、村と西部広域、それからヤードクリエイション、ここで毎月1回は定期的に協議をしてまいりました。進捗状況の確認なり、これに至るまでの契約書の確認ももちろんしております。村側の弁護士さんも毎回それに出席しておられますし、それからヤードクリエイションは、代理人の弁護士さんがそちらには毎回出席しているということで、お互いが弁護士さん二人交えた中で協議を進めてまいりましたので、一応、リーガルチェックについてはできているというこちらでは理解できているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） これで最後になりますので、端的に質問をまとめたいと思います。

まず私が懸念をしておりますのは、村の土地でありますので、ここから損益が生じることに大変器具をしております。それでこの当該のオールコーポレーションに対してであります、この信託の受託者側の共同信託がここに一枚噛んでますから、一つは私は、この先ほど一番最初に冒頭に申し上げましたオールアクトホールディングスは四つの、今現在四つの会社があります。それでこの一社が仮に、このオールコーポレーションですね、どうかこれ30年どうか云々ということは、私はあのまったく持ってないんですけども、仮に20年、25年後にですね、これは別の云々にしたいと、仮にですよ、した場合にそこで再契約を今度はしなくちゃいけないが出てきますね。それでこれおるのかどうか分かりません。さらに今回はこのオールコーポレーションはいざ知らず、ここに共同信託が信託のこの受託を受けてる会社ですよ。その前にいるんですよ。そうすればこの信託を受けた会社は、オールコーポレーションは受益なんだけど、今度はオールコーポレーションじゃなくて、たとえば橋井ビルディングサービスみたいなんと、云々ということも考えられるわけですね。そういう法的な云々が、さまざまにこれの中には包含して含んでるということを、私は大変底思っております。

私は何を言いたいかというと、30年でこれがプツンということにはなと思いませんけども、なんだか最後は更地に戻してもらわんとこれ困ったこと起きるんですよ。その辺については、もうこの30年後にどうなるか。まだあるのかどうか、この建物たしかね、平成元年だったかな、令和元年だったかな。令和6年ですか、でやんばいたってますから、もうそれを見越した中でもこの30年後には、何ぼ過っとうかいうのは60年ぐらい経つんじゃないですか。ということを加味した中で、将来展望どのようにお考えなのかをまあ法的な云々はあれです。私の方でまた対処

はすべきことを考えればいいなと思いますけど、将来的な考えはどうか。それで聞いて終わります。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。確かにあの共同信託株式会社というのが間に入っておりますけれども、もちろんあのこれまで何度も契約の中身を詰める際には、共同信託さんそしてアールコーポレーションさん、それもまあウェブ会議ですけども、同席した中でこの契約内容をつめておりますので、十分その辺の契約の重みというのは認識していただいていると思っております。それから契約の中にも、実際にあのアールコーポレーションという名前を入れて、ここがあの連帯保証人になるようにしっかり責任を取れるような形にしておりますので、そこはもうある程度契約上は問題ない、そこを信じていくしかないというふうに思っております。

そして30年後ということですけども、議員おっしゃいますように、平成6年に至っておりますのですでに30年経っていると、それから30年経つと60年ということでございます。まあその先もですね、こちらとしてはあの事業を継続していただきたいという思いでこの契約をしておりますので、また建物が修繕等も必要になると思いますけれども、そこはあのまた事業者の方と協力しながら進めていきたいという思いでおります。以上です。

○議長（山路 有君） ほかに質疑はありませんか。ないようですので以上で議案第29号の質疑を終わります。

ここであと3議案ですので、このまま通して進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いたします。

日程第29 議案第30号

○議長（山路 有君） 日程第29、議案第30号日吉津温泉の利用許可申請についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 5番、前田です。先ほどの29号と関連するところありますが、ここでお伺いしたらと思っております。まず、アールコーポレーションさんが温泉を利用いただくということですが、ここでもうすでにいわゆる利用権を設定するというよりは、本当は事業計画ですね、どのように利用いただくか、あるいはどのような営業されるかという事業計画を

やっぱ示していただいて、それに許可を与えるというのが、我々の本当は立場じゃないかなというふうに思うんで、その辺のところでいわゆる事業計画というのは村民の意見、あるいは村の意見も伺いますよってというふうな言い方はありましたけど、こういったタイミングでその事業計画というものが示されるのか、示されないのか、その辺の見込みを1点お伺いしたいと思います。

それから、その温泉を利用するということに関してですね、利用後30年間の間に村の方の提案といいますか、場合によっては何かあの村の海浜エリアの活性化の中で、その一部村としても使いたいとか、あるいは事業者の方と連携して使うとか、そういういわば村側の温泉利用に対するコントロールといいますかですね、双方の協議がまとまったらできるということがあるのか、ないのかっていうところもう1点。

最後にちょっと今頃何なんですけど、そもそも第三者譲渡した時に、一番最初は県内業者ということだったように記憶しておりますが、その辺で今回の第三者譲渡においては、その辺の条件というものは緩和されたんでしたっけね。その辺のところの確認を点。以上3点お願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。その前にあのすいません、先ほど橋井議員のご質問の中で、更地返還ということがありましたけれども、今回結ばせていただく契約にも当然、あの事業終了後は更地で変換するということは明記してございますので、内容的には以前ヤードクリエーションさんと結んだ契約内容と同じと考えていただければ結構かと思います。ただ契約の形態が普通借地権契約のところは違うということでございます。すいません。

前田議員のご質問ですけれども、まず事業計画を示していただくということに関しましてですが、この温泉を利用にあたっては、まず温泉審議会の許可が必要だということで、実際にあるコーポレーションさんから温泉利用許可申請というものが出ております。ですので今回、利用の許可するのはアールコーポレーションさんと名前ということになります。そしてその温泉審議会では計画として出された資料、こちらに温泉はどう使いたいのか、地域活性化をどうしていきたいかというような、地域貢献どうやってやりたいかというような資料を添付して出していただいております。議員の皆様方には今回説明した時に、概要のような計画ですけれども、あれとほとんど似たようなものですけれども、それによってあの温泉審議会の中では使っていただいていたというので、まああの判断をしていただいたということでございます。

ただあのまだ概要でありますので、今後もっと具体的にですね、開業までにはこんな利用をし

ていきたいというようなものは、当然作っていただく必要があるなというふうには考えております。

それである30年の契約で、まあそれからそれまでの村側のコントロールができるのかということとでありますけれども、それに関しましては以前、前回の契約の中で50年じゃあもう何も手出しができんじゃないのかというようなご心配、ご指摘をいただいた反省を踏まえまして、今回の新たに結ぶ契約の中では一文加えておりまして、それは源泉利用の協議というところのものを入れております。無償利用であることに鑑みて、甲から源泉利用の協議があった場合には、乙は誠意をもって協議に応じるということで、日吉津村がこれこんな形で使わせてください。使いたいから言った時には協議に応じなきゃいけないというようなことで、一文入れておりますのでやはり村としてもそういった活用方法は将来考えられると思いますので、そこで対応していきたいなというふうに思っています。以上です。

失礼しました県内業者ですけれども、最初第3社譲渡を目指していくときには、やはり地元業者がいいだろうと考えていました。ただ、地元の業者でなかなかこういった規模のものを運営できるというところが、限られてくるというか、だんだんやっぱ手が挙がるともなくなってきましたので、これは県内業者に限って募集してはとても見つからんということで、そこから銀行とかを通じまして、各銀行を通じて広く県内、山陰に限らず、関西、関東の方にも声をかけていただいたという経過でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 温泉審議会に出された資料と、われわれの見た資料と多少違うのかも知れませんが、今の話でいうとやっぱりもう少し事業計画っていうものが、ある程度早急に温泉審議会も含めてですね、われわれもそれを示されていかないと本来それをあの了解というふうにならないと思うんで、その辺はなるべく早急につめて、提示をいただきたいなというふうに思います。まあ現段階で要望になるかも知れませんが、それからあの対象を、あの譲渡先の対象は現状に鑑みて拡大したという理解で良いわけですね。ただ事業の内容はあの変更してないということでもいいんでしょうか。要するに聞きたいのは、始めた業者さんが全く違った業種のところに通倍といいますか、交代して最初はまあそういう旅館、ホテルでしてたけども、実際はなかなかうまくいかないのか、たとえば福祉施設に変わるとかですね。そういった問題点はないのかという観点で、いわゆる譲渡はするんだけど対象の考え方っていうのは、変わったのなら変わったで、論点を整理しておく必要があるのかなというふうに思っております。というふうなことで、

その村が、温泉を利用する場合も協議できるということで、大丈夫なのかどうなのか。そういう予定が今あるわけじゃないんですけども、その辺はさらに検討いただく方がいいんじゃないかなという思いますんで、要望みたいな話になりましたけれども、心配をしてるという観点で受け止めていただいたらと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。あの温泉の利用につきましては、議員もご心配のようにですね、ちょっとあまりにも概要的なものでございますので、もうちょっと早く具体的にですね、こんな活用したいというところは、言っていただく必要があるなどこちらも考えておりますので、またお話をしていきたいというふうに思っております。

それから業種の変更につきましては、あの契約の中ではもう勝手に変更することできないというふうになっております。あのされる場合、あってはいけませんけども、その時は当然協議が必要だということにしておりますので、そういうような契約内容でございます。よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） ほかに質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 8 番、橋井です。先ほどの議案の 29 号と、これはもう一心同体の議案でありますので、質疑をさせていただきたいと思います。先ほどの 29 号は、温泉のポンプの建っている土地と、それらに関する固定資産の行方について、論議があったものだと思ってます。ちなみにこれは温泉でありますので、不動産という考えではなくて、動産と言っちゃ失礼ですけれども、という認識ではないからこれは、相手方はアールコーポレーションのみで利用権の設定をしたということで理解をしとるんですけども、それでこの後々またこの大事な温泉審議会の委員の委嘱が出てくるんですけども、今回は温泉審議会の審議員さんの責任は、大変重大な責務を背負われたなというふうに思っております。

それで単純な質問ですけども、この利用権の設定期間は、まあこの期間で明示されておりますから、利用権の設定の詳細の中身ですね、この部分でちょっとお伺いしますが、たとえばこれの温泉を 1 分間に 178 リッター、ドラム缶の約 9 分目を 1 分間に吸い上げる量ですね。それを行使してもよろしいですよということで、無料でこれは汲み上げられると、それでたとえばこれをばいせん、第三者にばいせんしてもこのアールコーポレーションさんと日吉津村さんとの関係は、利用権がここまで及ぶような中身の話と言いましょか、文面で契約をされておられるんでしょ

うか。ようするにそこ部分で、日吉津村がこれらの温泉の部分の待てよ、止まれよ、いいですよの判断がどこまでできるのかをちょっと認識しておきたい。以上、お願いします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。利用権の設定なんですけれども、あくまで、この議案に書いてあります毎分 178 リッター というところでしか設定はしておりませんので、これがあの以前のうなばら荘からの湯量ということで、同じものでずっと統一してきてます。これ以上の細かいところはありませんので、あの勝手にというようなことがあるないっというか、もう湯量で判断するしかないというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 私の質疑に対して、ちょっと方向がずれたような気がするんです。湯量の 178 リッター はまあいいんです。私は 200 リッターでも 300 リッターでもどうってことと思いませんけども、要するにこれを取水してアールコーポレーションさんがこれを組み上げて、それを例えば橋井なにがしに転売することも、これ規定してあるかどうかということを私は聞いてるんです。といいますのが、たとえば皆生温泉のある施設は、この間境港のターミナルの手前のところで、宿泊施設をインバウンド目的に作られました。そこまで全部皆生の温泉を運んで、温泉利用のできるリッチなホテルとしてオープンされました。ということが仮に、このここで謳ってなければ、可能だということができるなというふうに私思ったものですから、その点についてをここでちょっとお聞きをしておきたいという、それだけのことなんです。いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。現在のところは、その転売というようなことがですね、想定していなかったものですからあのそういった内容はないです。ただそういったご指摘があれば、やはり心配なところもありますので、その辺をちょっと、今後検討していきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） ということで今確認したのは、これらの契約関係には、そういったことの定めが一切まだないということが今わかりましたので、今申し上げたのはただ、そういうことも考えられるよということで、想定の中でまた対応することを役場の中ですね、対応する方法を考えていただきたいというふうに申し上げて終わりたいと思います。ようするに、これ転売ばいせんできる状態ですので、温泉と貴重品なんですよ。そういうことを考えた中でまた

検討してください。お願いします。以上で終わります。

○議長（山路 有君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 30 号の質疑を終わります。

日程第 30 同意第 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 30、同意第 1 号日吉津村教育委員会委員の任命についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

日程第 31 同意第 2 号

○議長（山路 有君） 日程第 31、同第 2 号日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題とします。これから質疑を行います、質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 8 番、橋井です。これはうなばらの問題について連鎖反応を起こす議案であります。議案といいましょうか同意ですね。これについてちょっとお聞きして、確認しておきたいと思います。この今年の 1 月 24 日の、旧うなばら荘の第三者譲渡の取り組みに関わる報告をいただいております。その中で土地の貸借条件の協議をされておりまして、ここでは温泉審議会に、これらの先ほど協議をした条例の中身を審議をされて、それでよろしいか否かという判断をされて、今定例会に上程をされたように見ております。

それでその審議会の、今回は委員の委嘱が新たにこれは出ております。それで伺っておりますのは、この審議会はちょっとまず最初確認、この日吉津村温泉審議会は何人おられる、まず人数。それで、この辞任の申し出は、この本件のうなばらの温泉の、これらを審議をされたあとなのか、前なのか、その前任者がこの温泉審議会の中で、この議案の先ほどの協議をした泉源のポンプ、それ並びに温泉の汲み上げのことを協議をされて、そこで可否を問われる責任ある行為を行使された後に、辞任をされて代わらしてちょうだいと言われたのか、その前なのか、まずそこをはっきりしておきたい。

○議長（山路 有君） 福井建設産業課長。

○建設産業課長（福井 真一君） 橋井議員のご質問にお答えします。まず一点目、あの温泉審議会の人数ですが7名でございます。これはですね、辞職届が令和6年の12月31日付けで、村の方に提出されまして受理しております。本審議会の審議の日ですが、令和7年の2月6日でございますので、当日は欠員状態で審議しております。はい、以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） わかりました。ということは温泉審議会は令和6年の12月31日末、年末になって審議会を開いて、このうなばらの問題をどうしようということ判断されたんじゃないかなというふうに、日程的から、ですよ12月31日ですね。

辞任の申し出が令和6年の12月31日、ごめんなさい。それで7年の2月6日に会議を開いたということですね。はい分かりました、ごめんなさい。失礼しました。ということは、その以前に辞任申し出があつて、7年の2月6日に開催した会議においては一人欠員の6名でされたということですね。はい、ごめんなさい、わかりました。それで本件についてのことなんですが、この今回新たに委嘱をされておられるところについては、この方の役職といいましょうか、それらに現在勤務されてるポジションのところから、以前からずっとあて職というのはちょっと言葉の表現悪いですよ。そこからの、その組織からの選任ということで、出されてた経緯があつたようにお伺いしますが、それは間違っておりますか。いかがでしょうか。それで出されたんじゃないかなと思いますけど。

○議長（山路 有君） 福井建設産業課長。

○建設産業課長（福井 真一君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。本件の推薦団体ですが、もともと辞任届が出された団体が社会福祉協議会でございますので、再度社会福祉協議会の方からご推薦いただいた形になっております。はい以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。はい、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で同意第2号の質疑を終わります。

○議長（山路 有君） これで本日の議事日程は全部終了いたしました。なお、次回の本会議は3月21日金曜日、午後1時30分から討論採決を行いますので本議場にご参集ください。

本日はこれをもって散会いたします。

午後0時42分 散会
